

第 1 章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と目的

(1) 国の動向

～教育基本法の改正～

科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、我が国の教育をめぐる状況が大きく変化したことから、平成18年(2006年)12月、教育基本法が約60年ぶりに全面的に改正されました。

改正教育基本法では、それまで掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなどについて規定しています。

～教育三法の改正～

平成19年(2007年)6月に改正された学校教育法では、改正教育基本法の理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学まで各学校種の目的・目標を見直しました。また、学校に副校長等の新しい職を置くことについての規定や、学校評価と情報提供に関する規定が整備されました。

教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正では、教員免許更新制度を導入し、併せて、指導が不適切な教員の人事管理の厳格化がなされました。

平成26年(2014年)6月には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が行われ、教育行政の責任体制を明確化するため、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者としての新「教育長」を置くこととされました。また、市長が教育委員会と協議・調整する場として総合教育会議を設置するほか、教育に関する大綱も市長が教育委員会と協議して策定することとされました。

～いじめ防止対策推進法の公布～

平成25年(2013年)6月「いじめ防止対策推進法」が公布され、国に対し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針「いじめ防止基本方針」の策定を求めるとともに、地方公共団体に対しては、国の「いじめ防止基本方針」を参酌し、その地域の実情に応じた基本的な方針の策定に努めることが規定されました。また、学校に対しても、その学校の実情に応じた基本的な方針の策定を求められました。

～第2期教育振興基本計画の策定～

平成20年(2008年)に閣議決定した教育振興基本計画は、第2期(平成25年度から平成29年度)に、教育行政が取り組む基本的方向性として、①社会を生き抜く力の養成、②未来への飛躍を実現する人材の養成、③学びのセーフティネットの構築、④絆づくりと活力あるコミュニティの形成の4つを掲げました。

～学習指導要領の改訂・全面实施～

平成 29 年(2017 年) 3 月には、小・中学校の学習指導要領の改訂が行われました。今回の改訂では、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを基本的な考え方とし、子どもたちに求められる資質・能力を社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視することとしました。また、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」を充実させることとしました。先行実施する「特別の教科 道徳」など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することとしました。

改訂された学習指導要領は、平成 32 年度(2020 年度)から小学校で、平成 33 年度(2021 年度)から中学校で全面实施されます。

～子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行～

平成 26 年(2014 年) 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年 8 月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」では、子どもの貧困対策に関する当面の重点施策のひとつとして「教育の支援」が掲げられています。家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、それぞれの夢に挑戦できるようにすることが、ひいては国の成長・発展にもつながるものであるとされ、「教育の支援」においては、「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的に対策を推進することとしています。

～義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行～

平成 28 年(2017 年)12 月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行されました。教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本指針を文部科学大臣が定めることとしており、地方公共団体が講ずるよう努めるべき不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する施策及び教育機会の確保等に関するその他の施策について規定されました。

～社会教育法等の改正～

平成 20 年(2008 年) 6 月に、社会教育行政の体制の整備等を図るため、社会教育法、図書館法、博物館法の一部が改正されました。具体的には、教育委員会の事務として、地域住民等の学習成果を生かした学校・社会教育施設等での活動機会の提供、児童生徒に対する放課後・休日に学校等を利用した学習機会の提供に関する規定が整備されました。また、社会教育施設の運営状況に関する評価及び改善、地域住民等に対する情報提供に努めることとされました。さらに、専門職員の資質の向上と資格要件の見直しが行われました。

平成 29 年(2017 年) 4 月には、社会教育法の一部改正により、地域住民の自主的な学びの成果を活用し、学校と連携・協働して子どもたちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」が円滑かつ効果的に実施されるよう、市町村教育委員会が必要な措置を講ず

ることなどが新たに規定されました。

～スポーツ基本法の制定とスポーツ基本計画の策定～

平成23年(2011年)6月に、スポーツ振興法が全面改正され、スポーツ基本法が施行されました。また、平成24年(2012年)3月に、スポーツ基本法の基本理念を具体化するため、スポーツ基本計画が初めて策定されました。

この第1期スポーツ基本計画策定後に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)の開催が決定されました。また、障がい者スポーツの所管が厚生労働省から文部科学省へ移管するとともに、スポーツ行政を総合的・一体的に推進するため、スポーツ庁が創設されました。こうした社会状況の変化を踏まえ、「第2期スポーツ基本計画」として平成29年度(2017年度)から5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策が示されました。

(2) 東京都の動向

～「東京都教育ビジョン(第3次)」の策定～

東京都は社会全体で子どもの知・徳・体を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に主体的に貢献する力を養うことを基本理念として、「東京都教育ビジョン(第3次)」を平成25年(2013年)4月に策定しました。その後、平成27年(2015年)11月に策定した「東京都教育施策大綱」及び国の教育改革の動向を踏まえ、平成28年(2016年)4月に「オリンピック・パラリンピック教育」を加えるなど、一部改定しました。

～東京都発達障害教育推進計画の策定～

平成28年(2016年)2月、児童・生徒の発達の段階や障がい特性に応じた指導・支援や、小・中・高等学校での一貫性のある継続した教育、学校・学級不適應などの対応、教育と保健・医療・福祉・労働との連携等について、発達障がい教育の充実に必要な具体的施策を盛り込んだ東京都発達障害教育推進計画を策定しました。

～「アクティブプラン to 2020」総合的な子供の基礎体力向上方策(第3次計画)の策定～

平成32年(2020年)に行われる「東京2020大会」の開催都市にふさわしい、運動、スポーツに親しむ元気な児童・生徒を育成するために策定しました。

(3) 小平市の教育のこれまでの取組

～小平市教育振興基本計画の策定前の取組～

平成18年(2006年)3月に策定された「小平市第三次長期総合計画基本構想」では、教育分野の施策の方向性として、

◇学力の向上と地域の連携を実現する

◇だれもがいきいきと学び豊かな心を育むまちをめざすを掲げました。

小平市教育委員会では、小平市教育振興基本計画の策定以前から「第2次小平市子ども読書活動推進計画」「小平市のスポーツ振興の基本方針」「小平市特別支援教育総合推進計画前期計画」など、個別の教育分野に係る計画や方針を策定し、施策を展開してきました。

また「小平市の教育目標」を毎年度改定し、さまざまな教育施策を着実に推進してきましたが、教育を取り巻く状況を踏まえたうえで、教育課題に的確に対応する必要から、計画期間の10年間でめざすべき方向性とその実現のための施策を明示し、これらを総合的・体系的に推進するため、平成23年度(2011年度)に「小平市の教育に関するアンケート調査」を実施し、小平市の教育の実態とニーズを把握したうえで、平成24年度(2012年度)に「小平市教育振興基本計画」を策定しました。

～小平市教育振興基本計画策定後の取組・改訂版の作成～

平成25年(2013年)2月の「小平市教育振興基本計画」の策定に合わせ、教育振興基本計画に掲げる15の基本的施策を推進するための年次計画として「基本的な方向及び主な取組」を毎年度定め、めざす人間像「社会的に自立し、地域・社会に貢献しながら、他者と共生する人」の実現に向けた取組を進めています。

平成27年(2015年)4月には、小平市の組織改正が行われたことに伴い、これまで教育委員会で執行してきた、学校における体育に関することを除くスポーツに関すること及び文化に関することを市長部局で執行することとなりました。小平市教育振興基本計画に掲げている取組については、教育委員会から当該事務を引き継いだ文化スポーツ課及びスポーツ振興担当課長が執行しています。

平成26年度(2014年度)には「第3次小平市子ども読書活動推進計画」の策定、平成27年度(2015年度)には「小平市特別支援教育総合推進計画後期計画」の策定、平成28年度(2016年度)には「第二次小平市のスポーツ振興の基本方針」及び「小平市の文化振興の基本方針(改定版)」を策定しました。

また、平成27年度(2015年度)には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて市長が、地域の実情に応じた、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策である「小平市の教育に関する大綱」を定めました。

平成28年度(2016年度)に小平市教育振興基本計画の計画期間の中間での目標の達成状況を把握するため「小平市の教育に関するアンケート調査」を実施し、平成29年度(2017年度)には、アンケート調査結果及びこれまで実施してきた「基本的な方向及び主な取組」を検証し、さらに社会情勢の変化等を踏まえたうえで、計画の後半5年間で実

施する取組の検討を行い、「小平市教育振興基本計画」の改訂を行うものです。

～学校における取組～

小平市では、学校運営に保護者や地域の声を反映する「学校経営協力者」^{→1}をすべての小・中学校に配置し、開かれた学校づくりを推進してきました。

このような中、平成 19 年度(2007 年度)に市内初のコミュニティ・スクール^{→2}として、小平第六小学校が指定されたことを機に、平成 29 年度(2017 年度)現在までに 8 校がコミュニティ・スクールに指定され、地域に根ざした学校づくりの原動力となっています。

また、平成 24 年度(2012 年度)から、小・中連携教育の取組を行っています。小平市の小・中連携教育では、学校教育における 5 つの重点的な取組課題(「学力の向上」「体力の向上」「健全育成の推進」「特別支援教育の推進」「キャリア教育の推進」)に、小学校から中学校への連携の視点を取り入れ、小・中学校 9 年間の義務教育修了後の 15 歳の子ども像と、その実現のためのプログラムを明らかにしています。

さらに、平成 26 年度(2014 年度)には、重大な人権侵害であるいじめを撲滅するため全小・中学校がいじめ防止基本方針を策定し、学校におけるいじめの防止等に関する取組を進めています。

→1 学校教育法施行規則では「学校評議員」、小平市立学校の管理運営に関する規則では「学校経営協力者」という。学校・家庭・地域の連携・協力を図るとともに、地域ぐるみの教育活動を充実するため、校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べる。保護者や地域の関係者など、校長が推薦した者を教育委員会が委嘱する。

→2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、保護者や地域住民が権限と責任をもって学校運営に参画する仕組み。

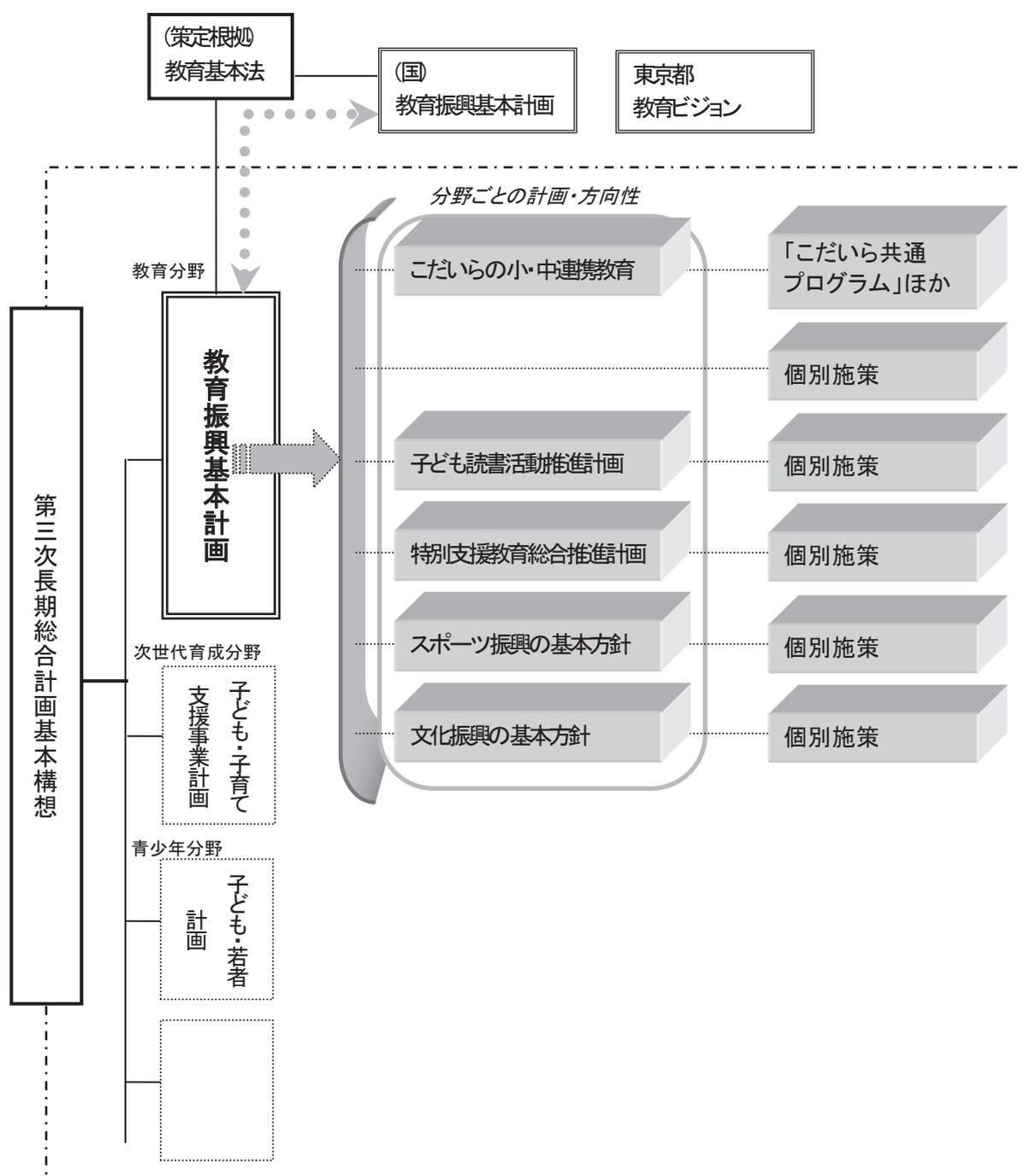
2 計画の位置付け

本計画は、小平市教育委員会が今後進める施策の基本的方向や目標を示すものであり、教育基本法第17条第2項の教育振興基本計画に位置付けられます。

また、本計画は、「小平市第三次長期総合計画基本構想」の教育分野における個別計画という意味をもちます。

計画の改訂にあたっては、教育委員会における既定の計画や方針などとの整合を図るとともに、「小平市子ども・子育て支援事業計画」「小平市子ども・若者計画」など市の関連計画との整合を図りました。

[小平市教育振興基本計画の位置付け]



3 計画の策定方法

本計画の改訂にあたっては、平成 28 年(2016 年)10 月から 11 月に「小平市の教育に関するアンケート調査」を実施し、市立小・中学校の児童・生徒とその保護者、学校、地域における本計画の進捗状況及び現状を把握し、その結果を計画改訂の基礎資料としました。

また、教育委員会並びに関係部署で構成する部間連携会議等において計画改訂案を検討しました。

表 1 [対象者及び調査票の配付・回収状況]

	対象者	配付数	有効回収数	有効回収率
a	小・中学生	1,778	1,739	97.8%
a-1	小学校 3 年生	613	599	97.7%
a-2	小 6・中 1・中 3			
	小学校 6 年生	618	610	98.7%
	中学校 1 年生	257	247	96.1%
	中学校 3 年生	290	283	97.6%
b	小・中学生の保護者	1,778	1,487	83.6%
c	5 歳児童の保護者	1517	976	64.3%
d	小・中学校教員	691	680	98.4%
e	18 歳以上の市民	2,000	1,080	54.0%

4 計画の範囲

本計画は、学校教育分野及び社会教育分野を包含する、小平市における教育分野の総合的な計画です。

学校教育分野は、小平市が設置する市立小・中学校 27 校を対象としていますが、学齢期の基礎となる幼児期、特に、市立保育園、市内にある私立保育園・幼稚園・認定こども園との連携を重視するとともに、中学校卒業後も見据えています。

5 計画の対象期間

本計画の期間は、平成 25 年度(2013 年度)から平成 34 年度(2022 年度)までの 10 年間とします。なお、改訂版の対象期間は、平成 30 年度(2018 年度)から平成 34 年度(2022 年度)までとします。

第2章

小平市の教育の現状と課題

1 小平市の地域特性

(1) 市の概要

小平市は、東京都多摩地域の武蔵野台地上にあり、都心から西に26kmのところに位置し、面積は20.51km²です。

戦後、都心部のベッドタウンとして、また工場の進出もあって、人口が急激に増加し、昭和37年(1962年)に市制を施行しました。

市内には、玉川上水や野火止用水、雑木林など、先人が長い歳月をかけてつくり上げてきた豊かな自然があり、その環境や、歴史・伝統・文化を生かしたまちづくりが進められています。

(2) 「こだいら学園都市」の形成

大正末期、小平に学園都市を造ろうという構想が持ち上がり、昭和の初めには女子英学塾(現・津田塾大学)、東京商科大学予科(現・一橋大学小平国際キャンパス)が移転してきました。

戦後も、白梅学園短期大学(現・白梅学園大学・白梅学園短期大学)、武蔵野美術大学、嘉悦女子短期大学(現・嘉悦大学)、文化女子大学(現・文化学園大学)と大学の進出が相次ぎ、専修学校も合わせ多くの学生が学んでいます。

また、市立小・中学校のほか、都立学校(高校、特別支援学校)、私立学校(小・中・高校)、市立保育園、私立保育園、認定こども園、私立幼稚園があり、相互に交流が行われています。

(3) 人口

市制施行年である昭和37年(1962年)の人口は60,760人でしたが、この前後から人口の増加が顕著になり、昭和47年(1972年)には139,258人に増えています。

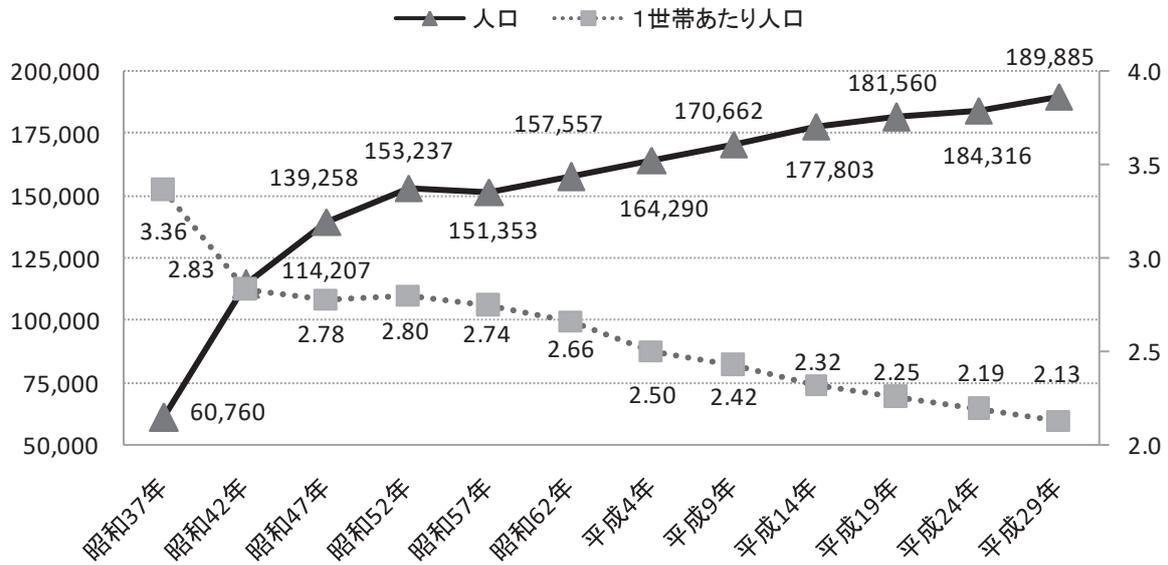
その後、昭和50年代から60年代までは15万人台で推移していましたが、平成2年(1990年)前後から微増傾向となり、平成29年(2017年)1月1日現在は189,885人となっています。

また、昭和37年(1962年)には17,849世帯だった世帯数も、平成29年(2017年)には88,967世帯へと約5倍に増加しています。

一方、一世帯当たり人口は年々減少する傾向にあり、昭和37年(1962年)の3.36人に対し、平成29年(2017年)では2.13人となっています。(図1:P.14)

今後の傾向として、国全体で人口減少、少子高齢化が進行するとされていますが、小平市でも、平成32年(2020年)頃をピークとして人口が減少していくとともに、少子高齢化の加速が予想されます。(図2:P.14)

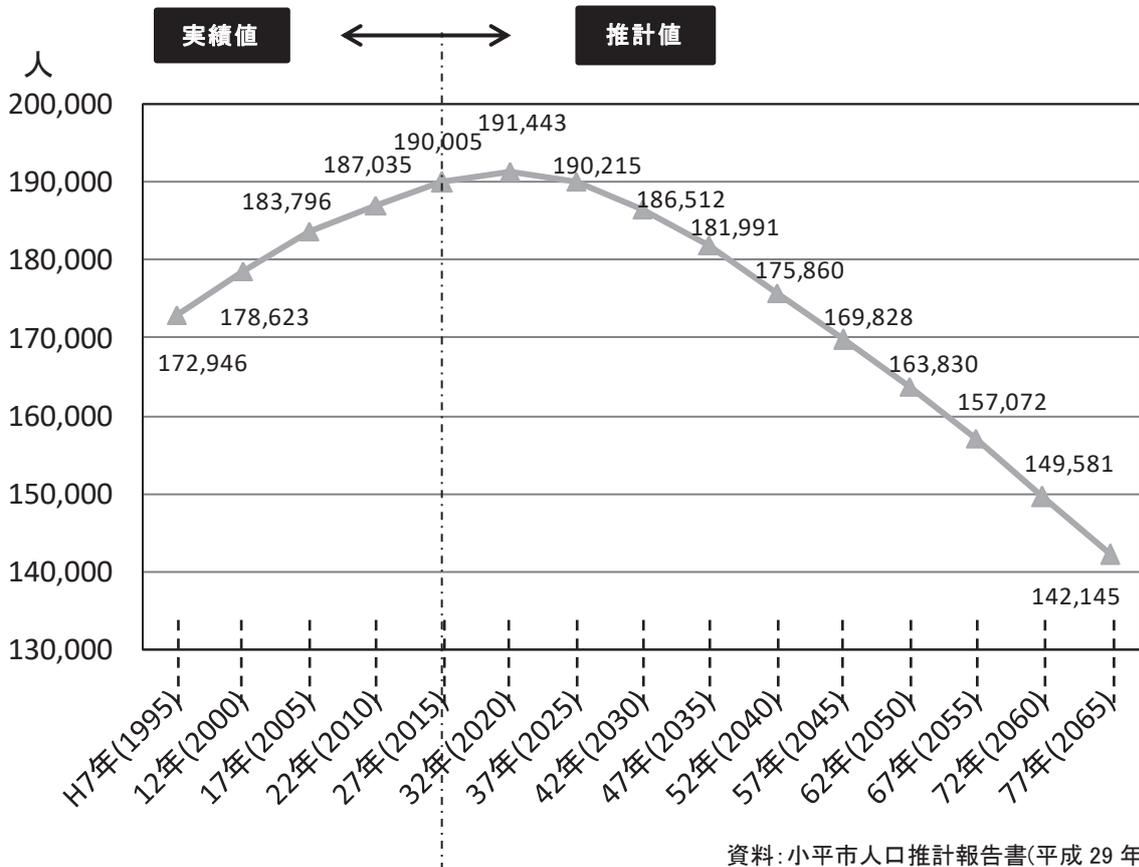
図1 [市の人口と一世帯あたり人口の推移]



※ 平成 24 年 7 月 9 日より外国人登録制度が廃止され、外国人住民も住民基本台帳制度の対象となる法改正があったため平成 29 年人口には外国人住民が含まれている。
 なお、昭和 37 年から平成 24 年人口には外国人登録人口を含めている。

各年1月1日現在
 資料:小平市の人口、市民課

図2 [市の人口の推移]



資料:小平市人口推計報告書(平成 29 年2月)

2 小平市の教育の現状と課題

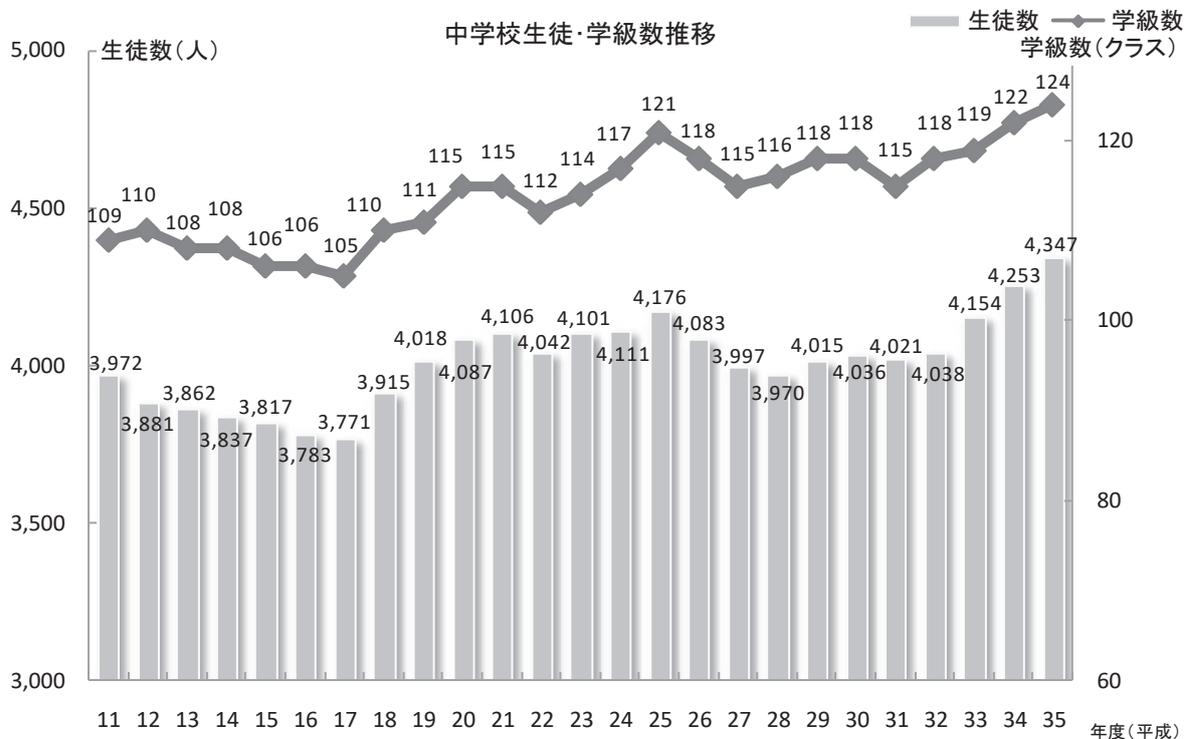
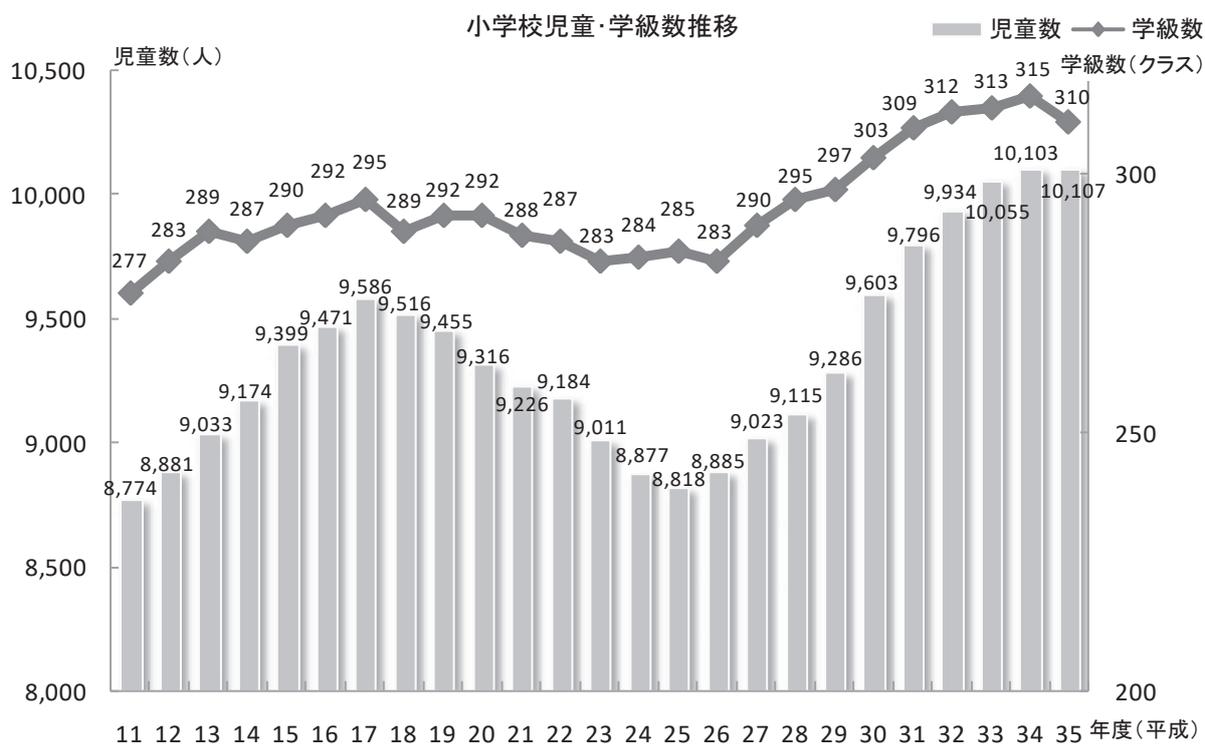
(1) 学校教育

① 概要

小平市には市立小学校 19 校、市立中学校 8 校があり、平成 29 年(2017 年) 5 月 1 日現在、約 1 万 3,300 人の児童・生徒が就学しています。

少子化が進む中、小学校の児童数は平成 17 年度(2005 年度)の 9,586 人をピークに減少してきましたが、平成 25 年度(2013 年度)を境に増加に転じ、人口推計によると、しばらくは増加傾向にあると予想されます。一方、中学校の生徒数は、平成 17 年度(2005 年度)の 3,771 人を境に増加し、平成 19 年度(2007 年度)以降ほぼ横ばいの状態を続けたのち、平成 33 年度(2021 年度)からまた増加に転じると予想されます。(図 3:P.16)

図3 [児童・生徒数、学級数の推移]



※各年5月1日現在
 ※平成30年度以降は、平成29年度の人口推計資料による。
 ※特別支援学級児童・生徒を除く。

(資料:学務課)

② 学力

【現状】

- 平成29年(2017年)3月に学習指導要領が改訂されました。小学校では平成32年度(2020年度)から、中学校では平成33年度(2021年度)から全面実施されます。改訂学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められています。
- 小平市の全国学力・学習状況調査結果(平成28年度)の平均正答率を全国、東京都と比較すると、小学校では全国を上回っており、東京都とはほぼ同じ結果となっています。中学校では全国、東京都を上回る結果となっています。(表2:P.18)
- アンケート調査結果の「全体的な授業の理解度」を過年度調査と比較すると、理解度が半分以下(「半分くらいわかる」「どちらかといえばわからない」「ほとんどわからない」の合計)の割合が、小学校3年生と6年生ではほぼ横ばいですが、中学校1年生と3年生では、減少しています。(図4:P.19)
- アンケート調査結果の「学校の授業時間以外の勉強時間」を過年度調査と比較すると、中学校3年生の「3時間以上」の割合は、4.4ポイント増加しています。また、中学校1年生の「ほとんどしない」は、他学年と比べると割合が高くなっていますが、過年度調査と比較すると、6.0ポイント減少しています。(図5:P.20)
- アンケート調査結果の「勉強する理由」を過年度調査と比較すると、「自分の将来に役立つと思うから」の割合が、どの学年でも比較的高くなっていますが、学年が上がるにつれて、「いろいろなことを知ることができるから」「楽しいから」の割合が減少しています。一方、小学校6年生以上の「良い成績をとると気持ちいいから」「良い学校に入りたいから」「良い成績をとると親やまわりの人にほめられるから」は過年度と比較して上昇傾向にあります。(図6:P.21)
- 全国学力・学習状況調査によれば、読書する時間と学力の間には一定の関係があるという分析結果が示されました。小平市の小・中学校では読書マラソンやブックトークなどに取り組んでいる例もありますが、アンケート調査結果の「学校以外での読書の有無」を見ると、「ほとんど読まない」割合は、学年が上がるにつれて増加しています。(図7:P.22)
- 市では、ティーチング・アシスタント¹を小学校全校に配置し、第1学年・第2学年及び必要とする学年において、学習指導の補助をしています。ティーチング・アシスタントについては、教員へのアンケート調査で、子どもへの効果が大きいと考える割合が90%を超えています。(図8:P.22)

→1 校長の指示のもと、教員と協力しながら学習指導や学級経営の補助、小1プロブレム(小学校に入学したばかりの小学校1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態をいう。)への対応を行う。

【課題】

■基礎・基本の確かな定着と活用力の向上

すべての子どもへの基礎的・基本的な知識・技能の定着とともに、思考力や判断力、表現力等の育成が必要です。

■指導方法の工夫改善

学習指導要領の改訂に伴い、主体的・対話的で深い学びの具現化や道徳の教科化「特別の教科 道徳」、小学校「外国語活動」・「外国語」の円滑・適正な実施が求められています。

■家庭学習の習慣化

小学校から中学校にかけて家庭学習の習慣化を図ることが必要です。

■学習意欲の向上

子どもたちの学習に対する目的意識や意欲を高めることによって、理解・習熟を促進させる必要があります。

■学びの連続性の確保

小学校から中学校への学びの連続性、スムーズな接続を確保することが必要です。

■読書習慣の定着

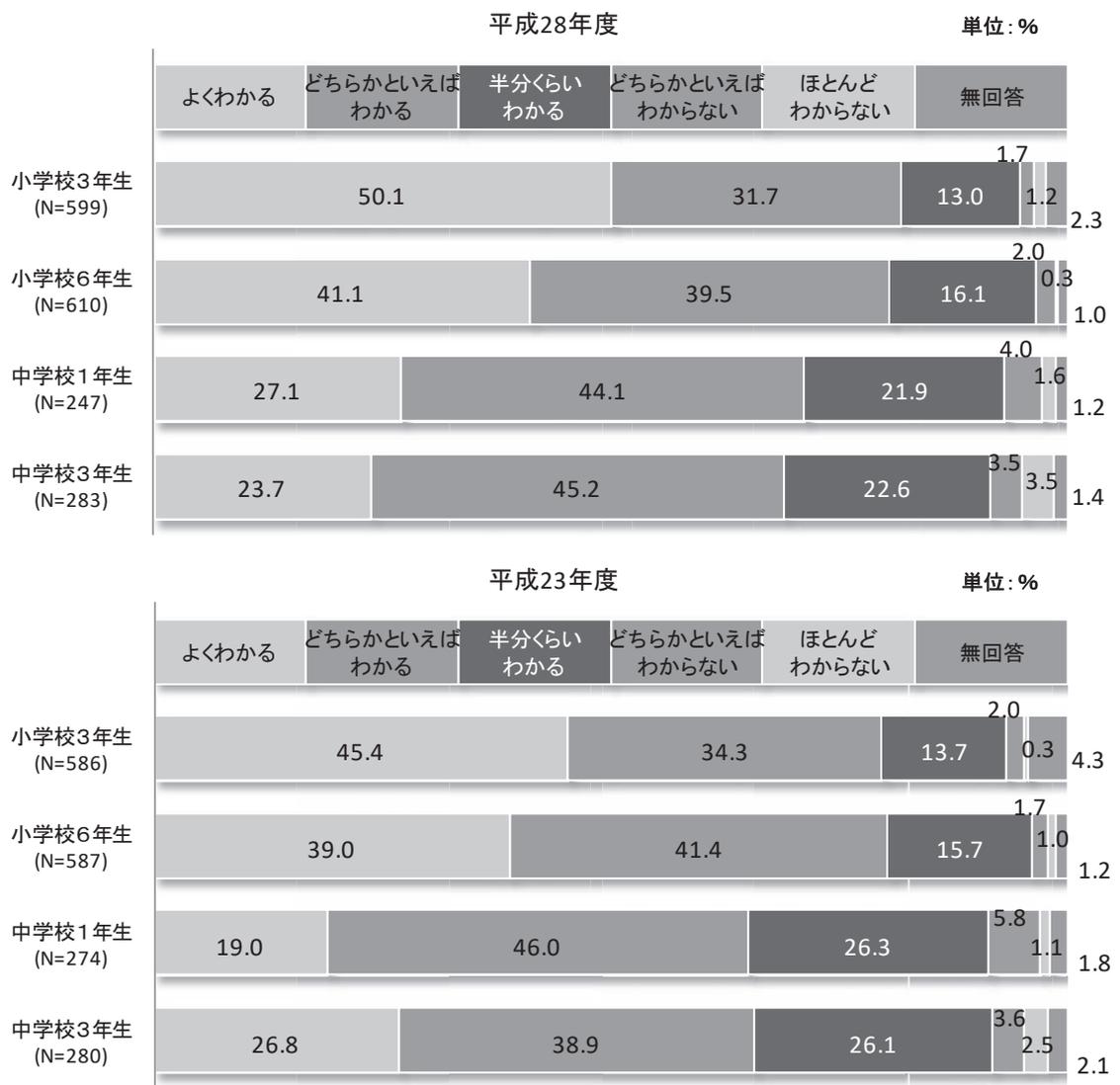
学力向上策としての読書への認識を高めるとともに、子どもたちに読書習慣を定着させる必要があります。

表 2 [平成 28 年度文部科学省全国学力・学習状況調査結果(平均正答率)]

		国語		算数・数学	
		「知識」に関する問題	「活用」に関する問題	「知識」に関する問題	「活用」に関する問題
小学校 6 年生	全国(公立)	72.9%	57.8%	77.6%	47.2%
	東京都	73.8%	59.8%	79.4%	49.8%
	小平市	73.0%	59.2%	78.7%	49.3%
中学校 3 年生	全国(公立)	75.6%	66.5%	62.2%	44.1%
	東京都	76.9%	68.6%	63.5%	45.6%
	小平市	77.8%	70.4%	64.4%	46.4%

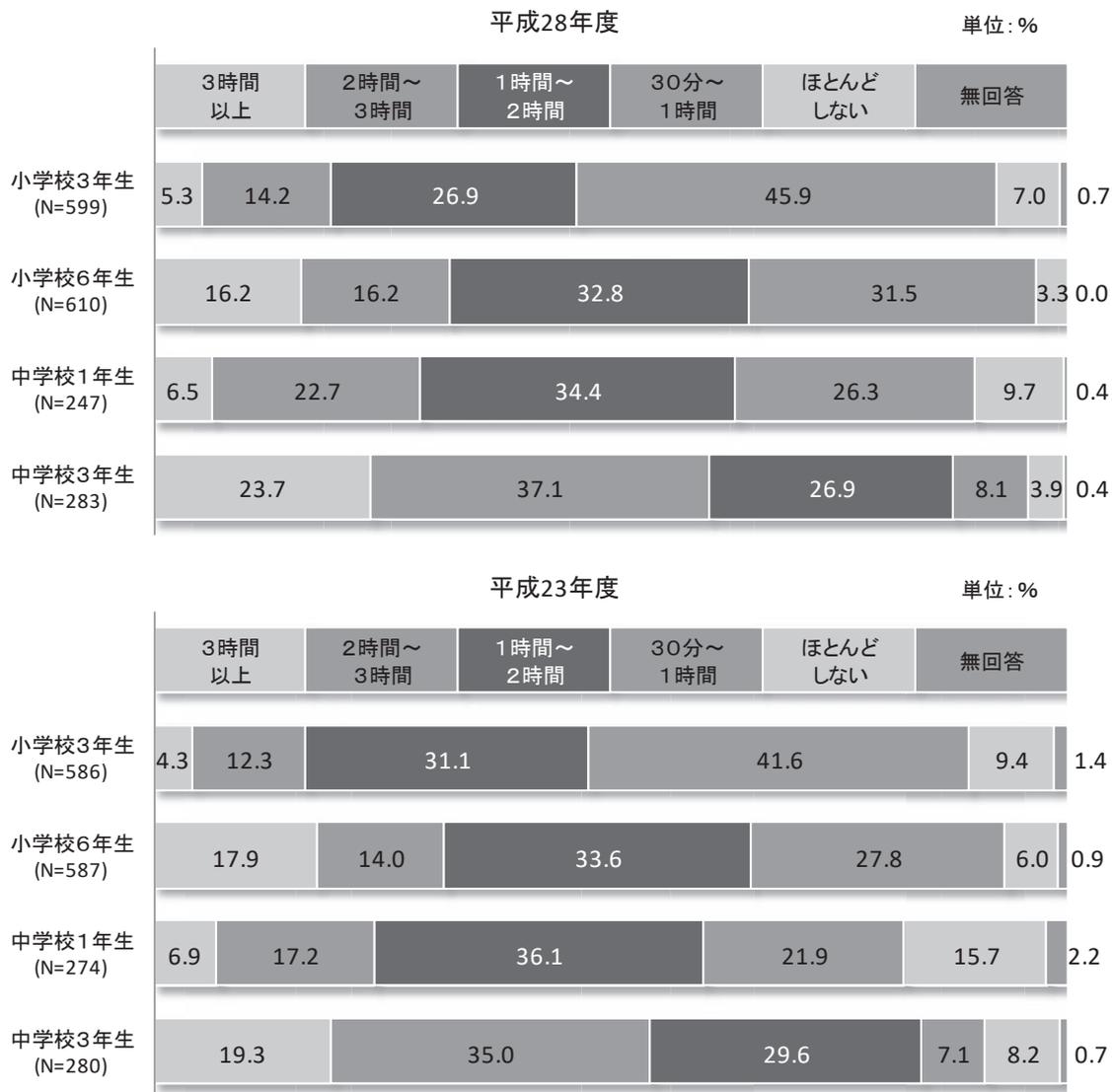
※網掛け:全国、東京都を上回ったもの

図4 [全体的な授業の理解度]



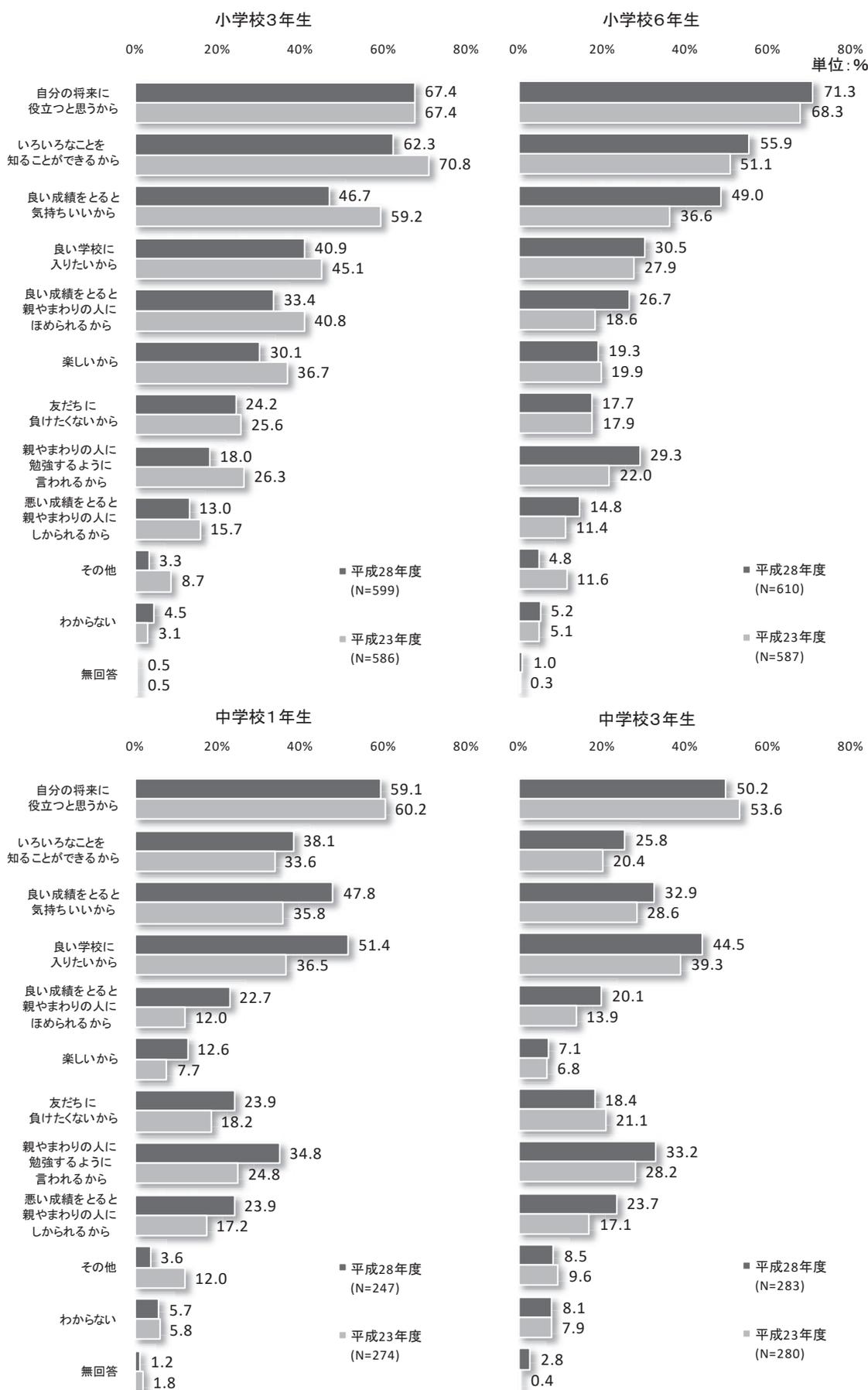
資料：小平市の教育に関するアンケート調査

図5 [学校の授業時間以外の勉強時間]



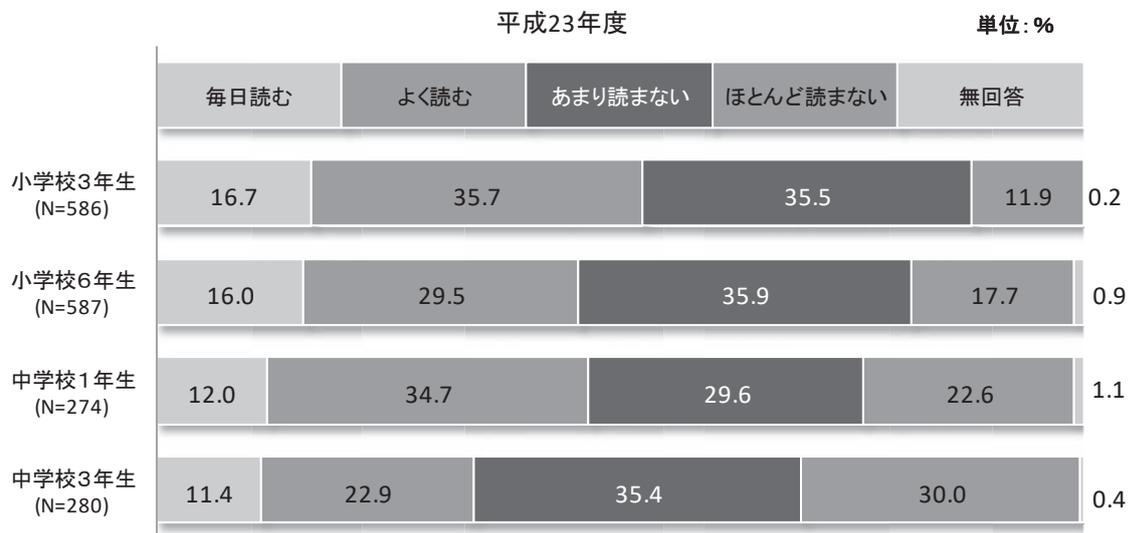
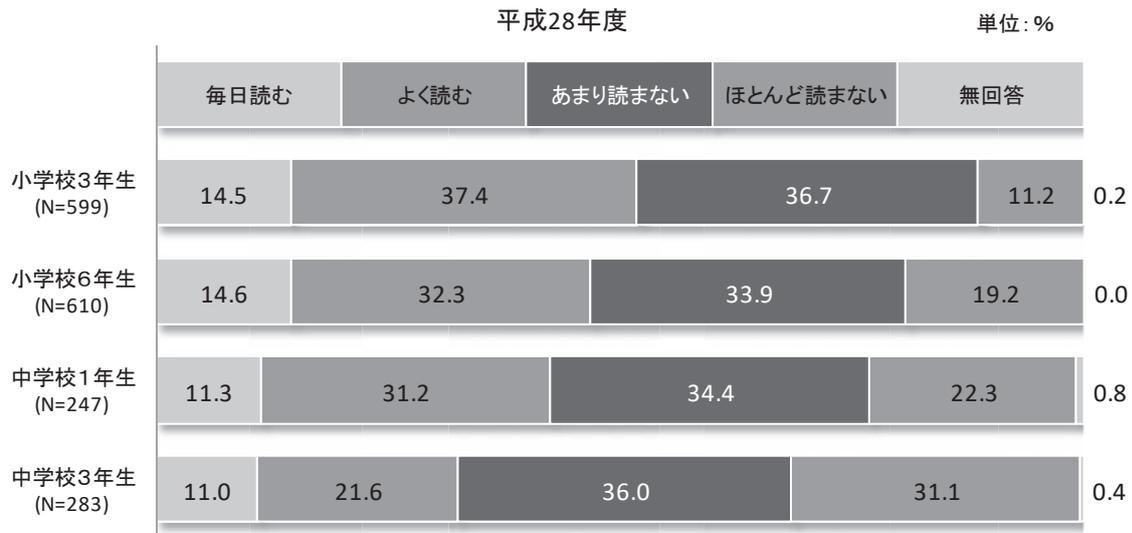
資料：小平市の教育に関するアンケート調査

図6 [勉強する理由]



資料:小平市の教育に関するアンケート調査

図7 [学校以外での読書の有無]



資料：小平市の教育に関するアンケート調査

図8 [ティーチング・アシスタントの配置 子どもへの効果]
(小平市の教育施策や事業について 教員対象アンケートより抜粋)



資料：小平市の教育に関するアンケート調査

③ 健やかな体

【現状】

- 「平成 28 年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果における小平市の平均値を見ると、東京都平均と比較し、中学校 2 年男子の握力及び中学校 2 年女子のハンドボール投げを除くすべての項目において上回る結果となっています。平成 23 年度(2011 年度)には小学校 5 年生男子、小学校 5 年生女子、中学校 2 年生男子でそれぞれ 1～2 種目、中学校 2 年生女子で 6 種目が東京都平均を下回っていた状況から大きく改善されたと言えます。(表 3:P.25)
- アンケート調査結果の「運動の好き・嫌い」を見ると、学年が上がるにつれて「好き」「どちらかといえば好き」の回答の割合が減少しています。「学校の授業以外で運動すること」を見ると、学年が上がるにつれて運動離れの傾向が引き続き見られます。(図 9:P.26・図 10:P.27)
- 市では、学校教育に支障のない範囲で、校庭や体育館を市民に開放し、スポーツの振興と子どもの安全な遊び場の提供に寄与しています。
- 東京 2020 大会の開催に向け、児童・生徒がオリンピック・パラリンピックの歴史や意義、国際親善や世界平和に果たす役割を正しく理解するとともに、世界の国々の文化や歴史を学び、交流することを通して国際理解を深め、スポーツを通して、心身の調和的な発達を遂げ、進んで平和な社会の実現に貢献することができるよう、オリンピック・パラリンピック教育を推進しています。
- 成長期の子どもにとって必要不可欠な基本的な生活習慣(栄養バランスのとれた食事、十分な睡眠、適度な運動など)の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されています。
- 平成 23 年度(2011 年度)に策定した「小平市立小学校給食の基本方針」や小平市立学校給食共同調理場運営委員会¹の意見等を踏まえ、安全・安心で安定した給食の提供に努めています。また、すべての小学校で学童農園事業²を実施するなど、食育³の充実に取り組んでいます。
- 平成 28 年度(2016 年度)に策定された「こだいら健康増進プラン」の中に「小平市食育推進計画」を定め、年齢に応じた正しい食生活の知識の普及啓発を図るため、ライフステージを通じた食育の推進の必要性を唱えています。

→1 学校給食法に基づき、小平市立中学校に給食を提供するため、調理等の業務を一括処理する施設として共同調理場(小平市立学校給食センター)を設置しており、その運営を適切かつ円滑に行うため設置するもの。校長や給食担当教諭のほか、学識経験者、保護者などで構成される。

→2 市内の農家の協力を得て、学校の教育活動の中で、児童が農業を体験するもの。平成 14 年度(2002 年度)から取組を開始し、現在ではすべての小学校で実施している。農業への理解や郷土への愛着を深めるとともに、食育、キャリア教育、環境教育など、児童の豊かな人間性を育む効果が期待される。

→3 さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。平成 17 年(2005 年)に食育基本法が制定され、平成 18 年(2006 年)に食育推進基本計画が策定された。

【課題】

■運動習慣の定着と意欲の向上

すべての子どもが、生涯にわたってたくましく生きる健康な体と体力を身に付けるため、運動習慣の定着と意欲の向上が必要です。

■基本的な生活習慣の確立

子どもの頃に身に付けた基本的な生活習慣は生涯にわたってあらゆる行為の基盤となり、気力と活力のあふれた生活をするうえで欠くことができないことから、子どもにとって望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせる必要があります。

■給食の質の向上と食育の充実

食器の改善や衛生管理の徹底、食物アレルギーへのきめ細かな対応など給食の質の向上を図ります。また、成長期の健やかな体の育成とともに、環境への配慮の観点からも、給食の食べ残しを減らすために食育の一層の充実が必要です。

表3 [平成28年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果(平均値)]

小学校 5年男子		握力 (kg)	上体 起こし (cm)	長座 体前屈 (cm)	反復 横とび (回)	20mシャ トルラン (回)	50m走 (秒)	立ち 幅とび (cm)	ソフトボ ール投げ (m)
平成28年度	東京都	16.6	20.0	33.4	42.2	51.6	9.2	151.4	21.8
	小平市	16.9	21.0	34.3	43.2	57.8	9.1	153.9	22.4
平成23年度	東京都	17.0	19.2	33.1	40.4	47.6	9.3	152.1	23.4
	小平市	17.1	19.3	34.6	41.1	52.0	9.2	154.4	22.9

小学校 5年女子		握力 (kg)	上体 起こし (cm)	長座 体前屈 (cm)	反復 横とび (回)	20mシャ トルラン (回)	50m走 (秒)	立ち 幅とび (cm)	ソフトボ ール投げ (m)
平成28年度	東京都	16.2	19.1	38.1	40.4	40.2	9.5	145.1	13.1
	小平市	16.3	19.5	38.1	41.6	45.1	9.3	148.5	13.3
平成23年度	東京都	16.4	17.7	37.5	37.7	35.2	9.5	143.6	13.1
	小平市	16.4	17.5	37.7	38.4	38.2	9.5	146.1	12.9

中学校 2年男子		握力 (kg)	上体 起こし (cm)	長座 体前屈 (cm)	反復 横とび (回)	持久走 1500m (秒)	50m走 (秒)	立ち 幅とび (cm)	ハンドボ ール投げ (m)
平成28年度	東京都	28.6	27.3	41.6	52.3	384.8	7.9	194.0	20.2
	小平市	28.0	28.5	43.0	53.9	379.1	7.9	194.1	20.2
平成23年度	東京都	28.8	26.2	40.8	49.3	396.3	8.1	190.8	20.5
	小平市	27.3	26.5	40.3	49.7	394.3	8.1	195.2	20.6

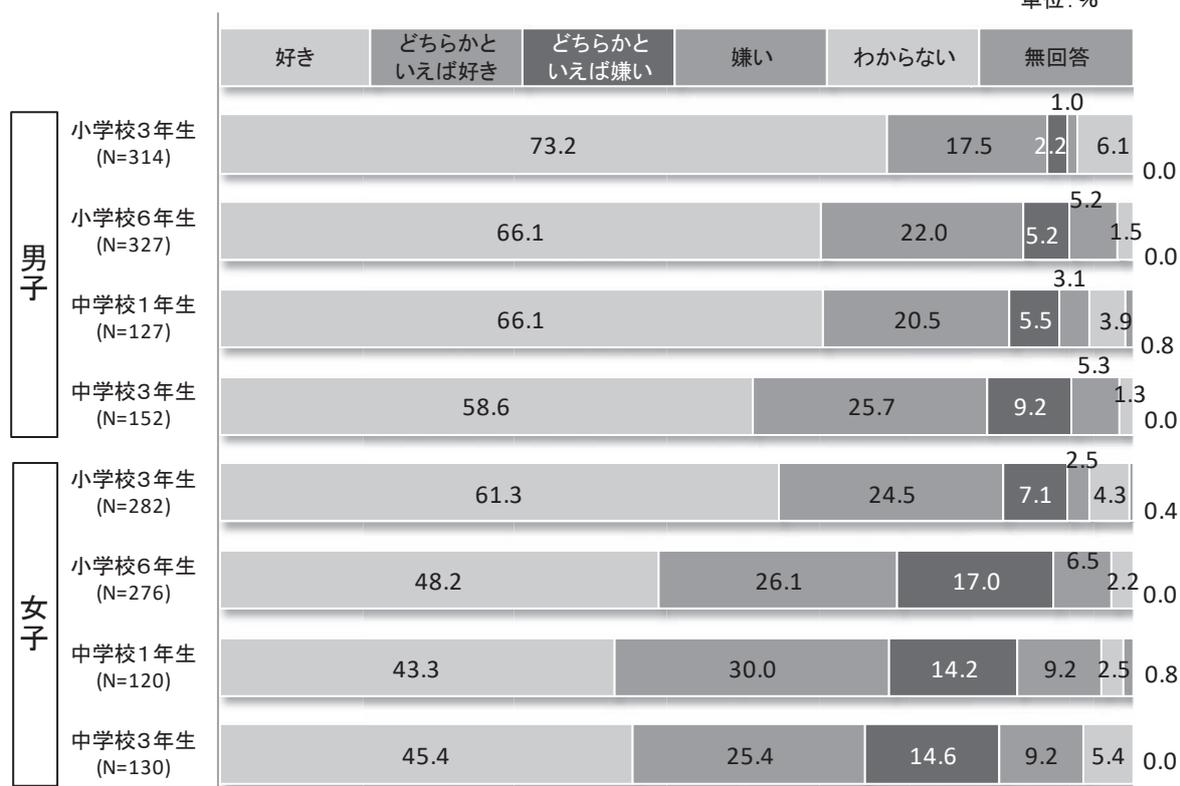
中学校 2年女子		握力 (kg)	上体 起こし (cm)	長座 体前屈 (cm)	反復 横とび (回)	持久走 1000m (秒)	50m走 (秒)	立ち 幅とび (cm)	ハンドボ ール投げ (m)
平成28年度	東京都	23.5	23.6	44.5	46.8	287.8	8.8	167.2	12.3
	小平市	23.7	24.3	45.0	47.2	286.3	8.7	169.1	11.8
平成23年度	東京都	23.5	21.7	43.2	43.5	296.0	8.9	162.4	12.4
	小平市	22.8	20.7	42.5	43.1	297.1	8.8	167.3	12.2

※網掛け：東京都平均を下回るもの

図9 [運動の好き・嫌い]

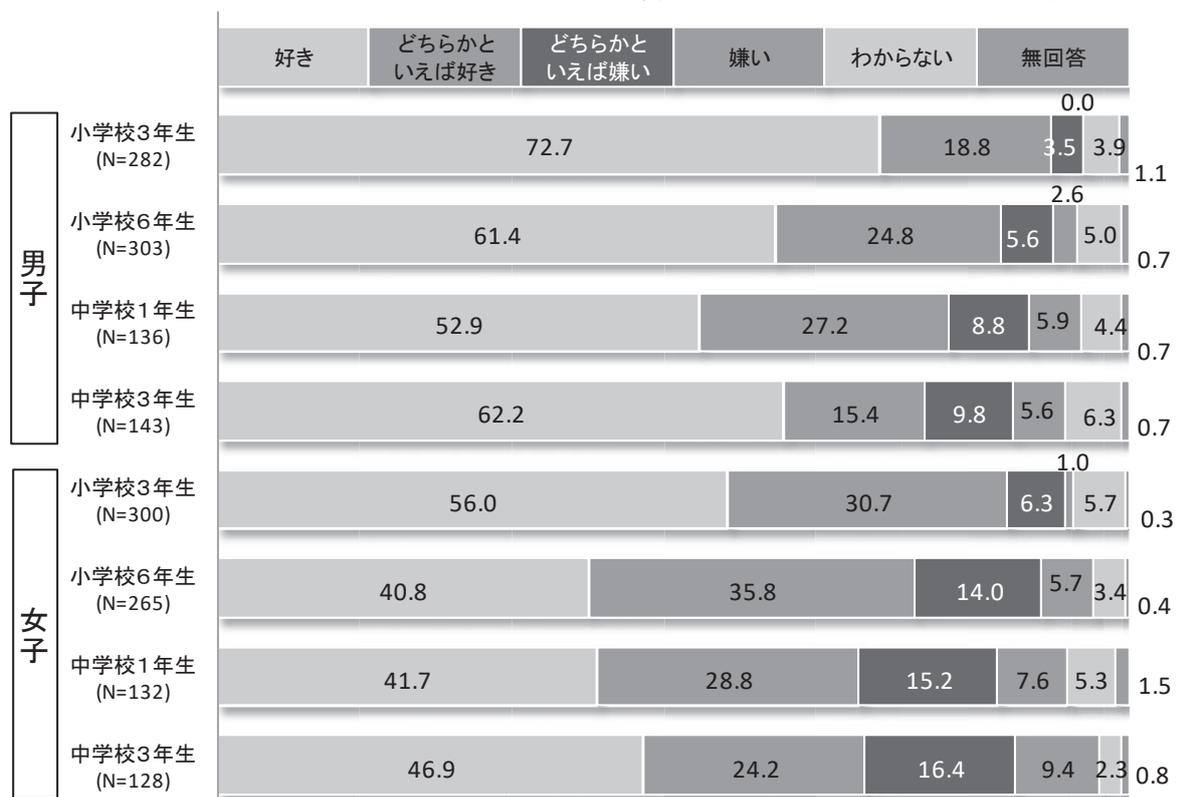
平成28年度

単位: %



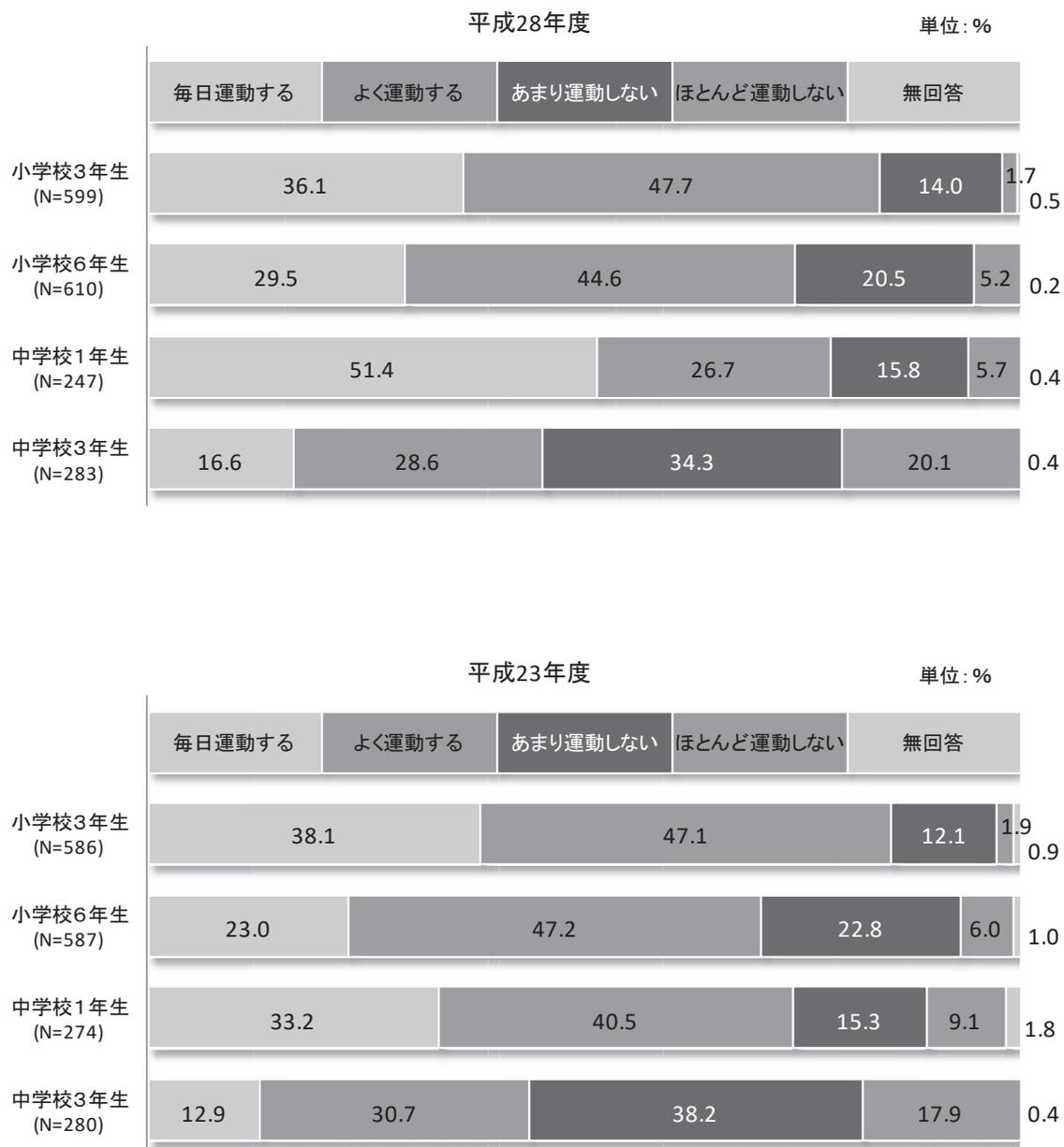
平成23年度

単位: %



資料: 小平市の教育に関するアンケート調査

図 10 [学校の授業以外で運動すること]



資料：小平市の教育に関するアンケート調査

④ 豊かな心

【現状】

- いじめや不登校は依然として教育上の大きな課題となっています。これまでも児童・生徒への対応など、指導体制の強化や学校と家庭、地域、関係機関等との連携の推進などに取り組んできました。社会の変化が著しい昨今の状況を踏まえ、いじめや不登校の問題に対して、適切かつ速やかに対応する組織体制づくりが必要です。
- 小学校は平成 30 年度(2018 年度)から、中学校は平成 31 年度(2019 年度)から「特別の教科 道徳」が全面実施されることに伴い、道徳的な判断力や心情などを育てる道徳教育の充実が求められています。
- 小・中学生の保護者へのアンケート調査結果では、子どもに学校で身に付けてほしいこととして、「基礎的な学力」に次いで「ルールや決まりを守る規範意識」を挙げた保護者の割合が多く、規範意識の向上が期待されています。(図 11:P.30)
- 相手を尊重するためには、自分を尊重する気持ちをもつことが大切です。しかしながら、アンケート調査結果の「自分を大切な存在だと思う」を見ると、年齢が上がるにつれて肯定的な回答の割合が低くなっています。また、過年度調査と比較すると、「自分を大切な存在だと思う」の問いに対して、中学 1 年生では、「思わない」「あまり思わない」の割合が大きく減っています。(図 12:P.31)
- いじめ防止対策推進法を受けて、平成 26 年(2014 年)11 月に「小平市いじめ防止基本方針」を策定するとともに、各学校においてもいじめ防止基本方針を策定し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認める心を育むために、いじめの未然防止に向けた取組を進めています。
- いじめの認知件数は、平成 28 年度(2016 年度)は小学校 247 件、中学校 111 件、解消件数は小学校 235 件、中学校 110 件となっています。学校がいじめと疑われるような言動を丁寧に確認し、些少なこともいじめとして認知するとともに、学校全体で組織的に対応した結果、被害児童・生徒の苦痛が解消されています。なお、解消と判断した後も、学校は経過を観察し、心のケアを継続しています。(表 4:P.32)
- 文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告」における小平市の状況は、暴力行為の発生状況は、平成 28 年度(2016 年度)は 6 件で、平成 23 年度(2011 年度)の 39 件から大きく減少しています。不登校については微増傾向です。(表 5:P.32・表 6:P.33)

- 市では、児童・生徒の教育上の諸問題への対応策として、教育相談室での面接、電話による教育相談^{→1}や、不登校支援を行う教育支援室「あゆみ教室」^{→2}の開設、福祉的な視点から支援を行うスクールソーシャルワーカー^{→3}の学校への派遣を行っています。また、東京都から心理の専門職であるスクールカウンセラー^{→4}が各小・中学校に派遣され、児童・生徒だけでなく、保護者、教員への心の支援を行っています。教育相談室の相談件数は年間 800 件を超えています。（表 7:P.33）
- さまざまな要因が複雑に絡み合う問題に対して、学校だけではなく、医療・福祉等の関係機関やボランティアなど地域人材などと連携を図り、チームとして組織的に解決にあたるべき状況が増えています。

【課題】

■人権教育の推進と自尊感情・自己肯定感、コミュニケーション能力の向上

人権意識や規範意識、自尊感情・自己肯定感を高めることが必要です。また、他者との良好な関係を築くためのコミュニケーション能力や、豊かな表現力、社会性を育む必要があります。

■いじめ防止の対応に向けた取組

いじめ防止基本方針に基づき、児童・生徒の主体的な取組により、いじめの未然防止に取り組んでいくことが必要です。

■不登校児童・生徒への対応

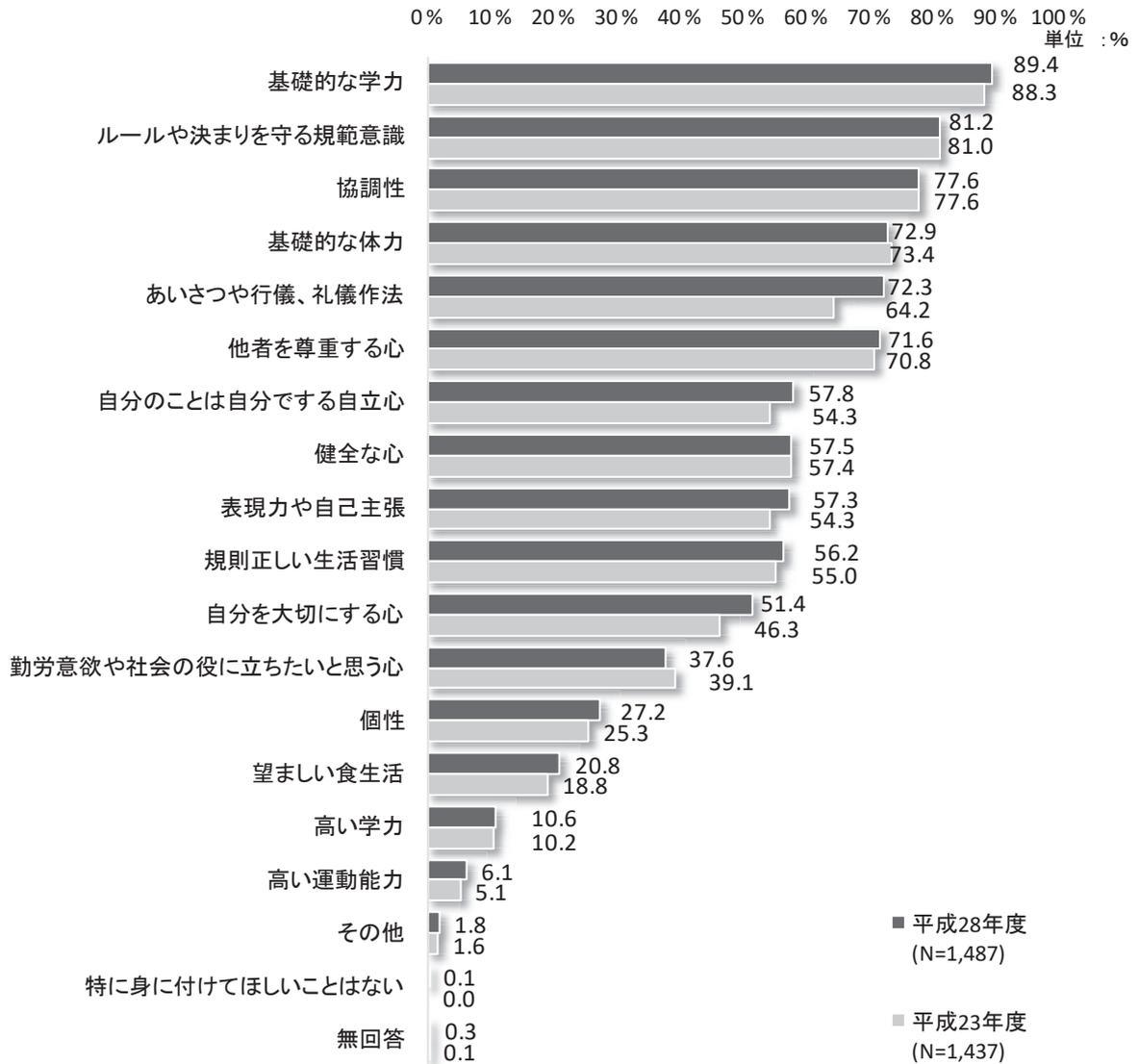
あゆみ教室や教育相談室においては、家庭と連携した生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、学習意欲の醸成などの指導の充実を図りつつ、子どもの居場所としての役割を大切にし、個に応じた適切な対応を行うことが必要です。

■関係機関との連携の強化

子どもたちをめぐる諸問題の複雑化に対して、スクールソーシャルワーカーを活用するなど、学校を中心とした関係機関とのより一層の連携により早期発見・早期対応に取り組むことが必要です。

-
- 1 小平元気村おがわ東に臨床心理士等の相談員を配置し、子どもの保育や教育上の問題について保護者などから相談を受けたり、プレイセラピーを行ったりしている。
- 2 不登校などで悩む市立小・中学校に在籍する子どもを、登校復帰に向けて支援する小平元気村おがわ東内にある施設。
- 3 さまざまな問題を抱える子どもの環境改善に向けて関係機関と連携し、各中学校に1名配置されている。不登校や虐待などの問題を抱える子どもに対して、福祉的な視点から、子どもの環境に働きかけ、現状把握や原因分析、教員への助言・指導などを行い、問題の解決を図る。
- 4 市立小・中学校全校に派遣されている臨床心理の専門家である教育相談員のこと。子ども、保護者、教員の相談に応じ、子どものさまざまな悩みなどに対応し、問題の早期解決を図るための支援を行う。

図 11 [子どもに学校で身に付けてほしいこと]

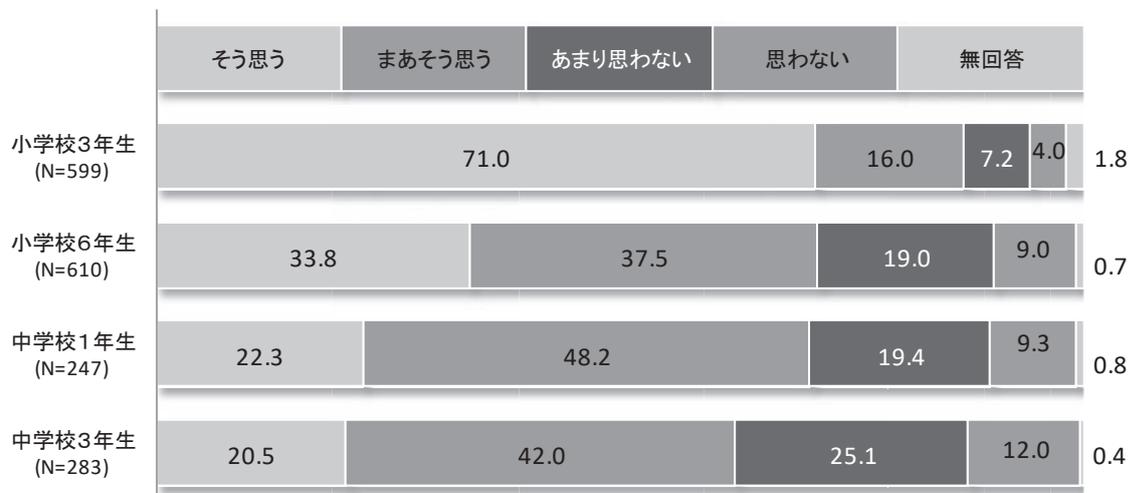


資料：小平市の教育に関するアンケート調査

図 12 [自分を大切な存在だと思う]

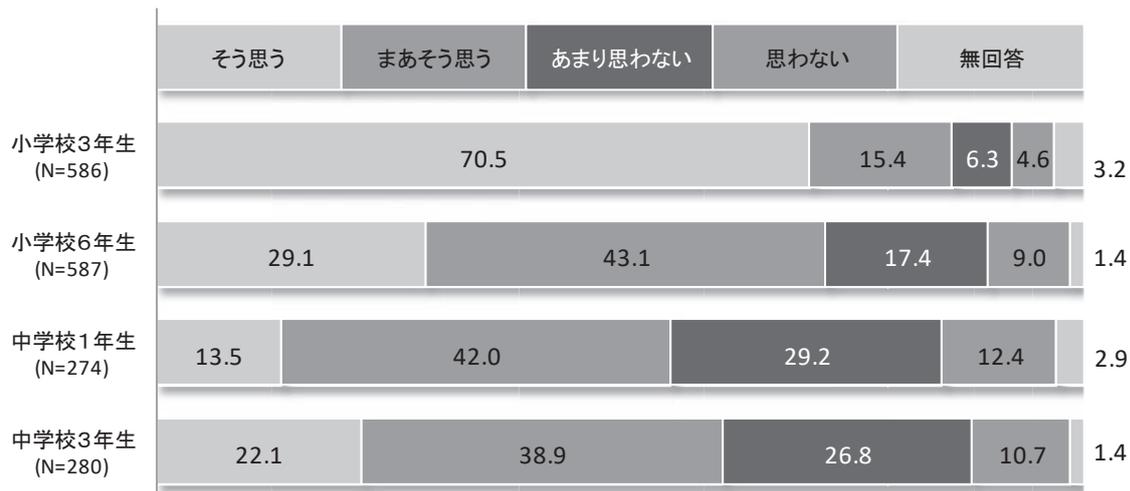
平成28年度

単位：%



平成23年度

単位：%



資料：小平市の教育に関するアンケート調査

表 4 [いじめの状況]

		認知した 学校数(校)	認知件数(件)	現在の状況	
				解消している	左記以外
平成 28 年度	小学校	19	247	235	12
	中学校	8	111	110	1
	合 計	27	358	345	13
平成 23 年度	小学校	12	36	26	10
	中学校	7	51	42	9
	合 計	19	87	68	19

資料:平成 23 年度・28 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告

※平成 25 年度にいじめの定義が見直されました。

表 5 [暴力行為の発生状況]

		発生学校数(校)		発生件数(件)		加害児童生徒数(人)	
		平成 28 年度	平成 23 年度	平成 28 年度	平成 23 年度	平成 28 年度	平成 23 年度
小 学 校	管 理 下	0	2	0	2	0	2
	管理下以外	1	0	1	0	1	0
	小 計	1	2	1	2	1	2
中 学 校	管 理 下	4	7	5	29	7	28
	管理下以外	0	5	0	8	0	14
	小 計	4	12	5	37	7	42
合 計		5	14	6	39	8	44

資料:平成 23 年度・28 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告

※「学校の管理下」とは、校内及び学校行事、部活動や登下校のことを示す。

表6 [不登校の状況]

		在籍学校数 (校)	児童・生徒数 (人)	指導の結果登 校する／できる ようになった(人)	指導中(人)
平成 28 年度	小学校	11	49	16	33
	中学校	8	139	21	118
	合 計	19	188	37	151
平成 23 年度	小学校	12	38	16	22
	中学校	8	136	33	103
	合 計	20	174	49	125

資料：平成 23 年度・28 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告

表 7 [教育相談の状況]

(件)

	性格行動 上の問題	知能学業 上の問題	精神身体 的な問題	進路・適性 上の問題	その他	合計
平成 28 年度	212	94	108	2	449	865
平成 23 年度	178	94	116	15	163	566

資料：指導課

⑤ 自立心

【現状】

- 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育が求められています。このような中、市では、すべての中学校で2年生が5日間の職場体験を実施するなどキャリア教育¹を積極的に推進しています。
- アンケート調査結果の「働く意思」を見ると、何らかの働く意思をもっている割合がどの学年でも97%以上を占めています。過年度調査においても、どの学年でも96%以上を占めていて、大きな変化は見られません。(図 13:P.35)
- 首都直下地震等への対応やこれまで想定されないような自然環境の変化により、安全教育の重要性に対する認識が高まっています。学校では、防災・交通安全・防犯に関するさまざまな状況を想定した訓練や安全教室を引き続き定期的に行っています。

【課題】

■ 勤労観・職業観の育成

将来の生き方を主体的に選択するための望ましい勤労観・職業観を育むことが必要です。

■ 新たな課題に対応する力の育成

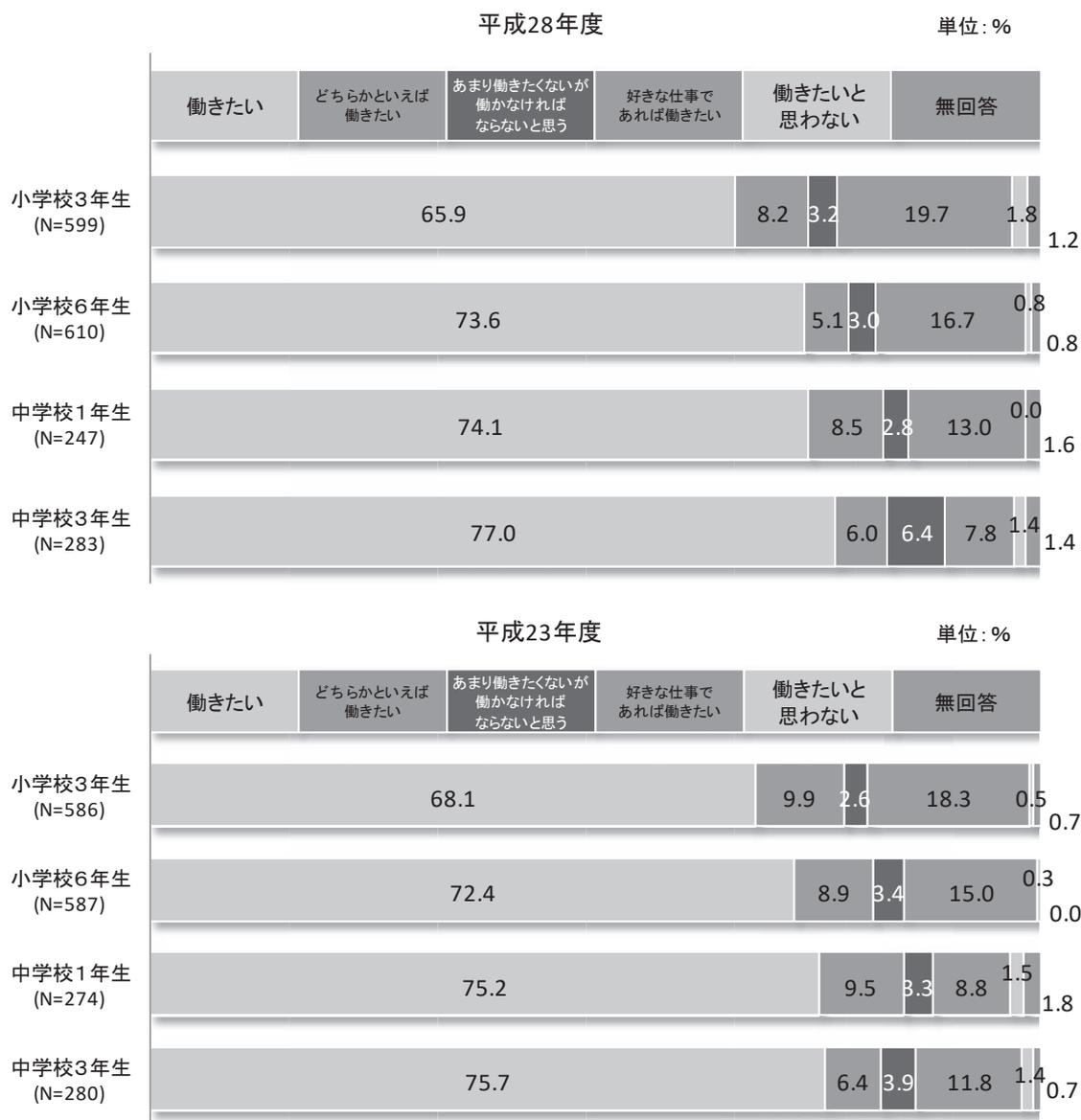
A I (人工知能)の発達や通信機器の急速な発展、産業構造の変化など、社会の様相が著しく変化する中、新たな課題や変化に柔軟に対応する力を育成することが求められています。

■ 危険回避能力の育成と家庭・地域の意識の向上

子どもたちを事件や事故などから守るためには、周囲の取組と併せ、子ども自身の危険回避能力を高めることが必要です。

→1 勤労観や職業観を育てる教育のこと。

図 13 [働く意思]



資料：小平市の教育に関するアンケート調査

⑥ 教員の資質

【現状】

- あらゆる教育活動の基礎には、児童・生徒の教員への信頼感が不可欠です。アンケート調査結果を過年度調査と比較すると、担任の先生についてどう思うかの問いに対しては、肯定的な回答の割合がおおむね増えています。(図 14:P.37-38)
- 教員の長時間勤務が社会的にも問われている中、アンケート調査結果においても、この1年間で多忙感を覚えた教員の割合が95.1%と高い数値となっています。(図 15:P.39)

【課題】

■資質能力の向上

個々の教員が教員としての自覚と学習指導力、生活指導力・進路指導力、外部との連携・折衝力、学校運営力・組織貢献力をより一層高めるとともに、そのための学校全体での組織的な取組の推進、教員研修の精選と内容の充実も必要です。

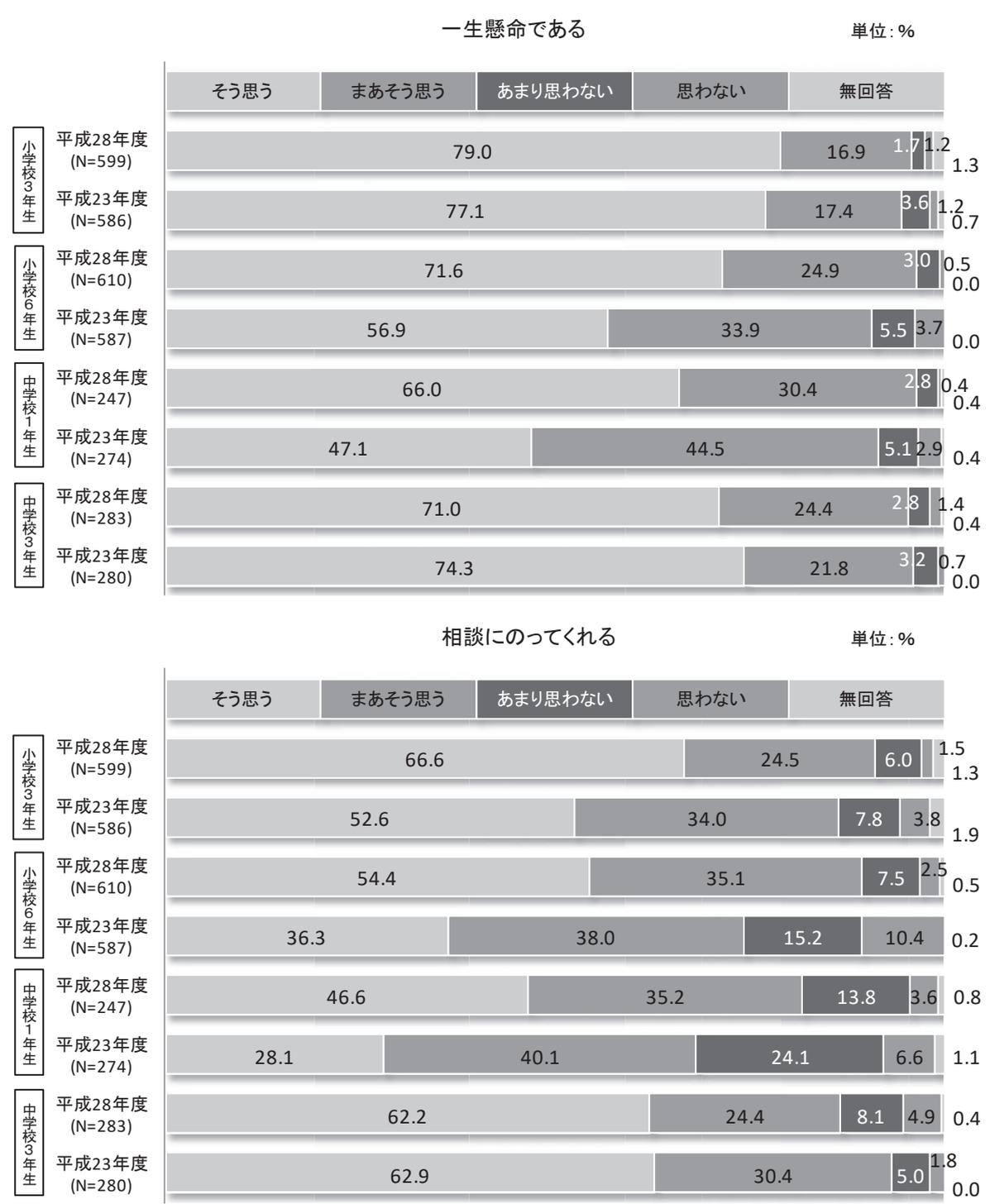
■学校・教員への信頼向上

一人一人の教員が教育公務員としての自覚をもち、児童・生徒、保護者、地域から学校、教員への信頼向上を得るため、引き続きサービスの厳正を徹底する取組が必要です。

■子どもと向き合う環境づくり

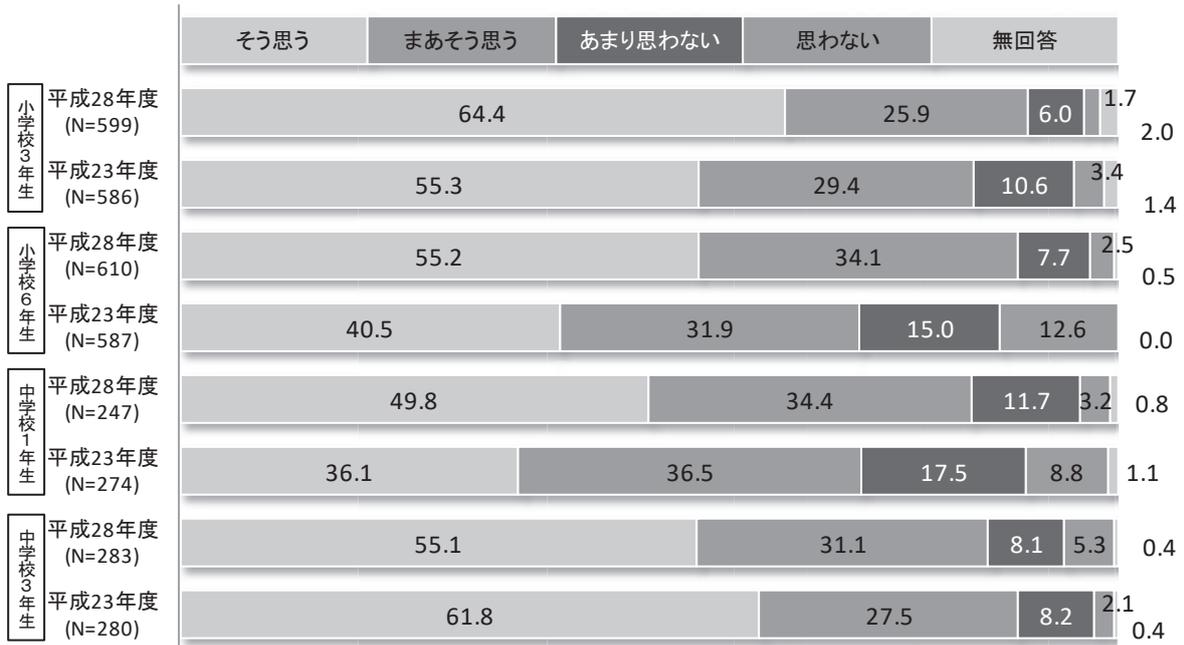
関係機関や専門家と連携・協働する体制を構築し、教員が授業づくりや学級経営など本来の業務に全力で打ち込める環境づくりが必要です。

図 14 [担任の先生についてどう思うか]



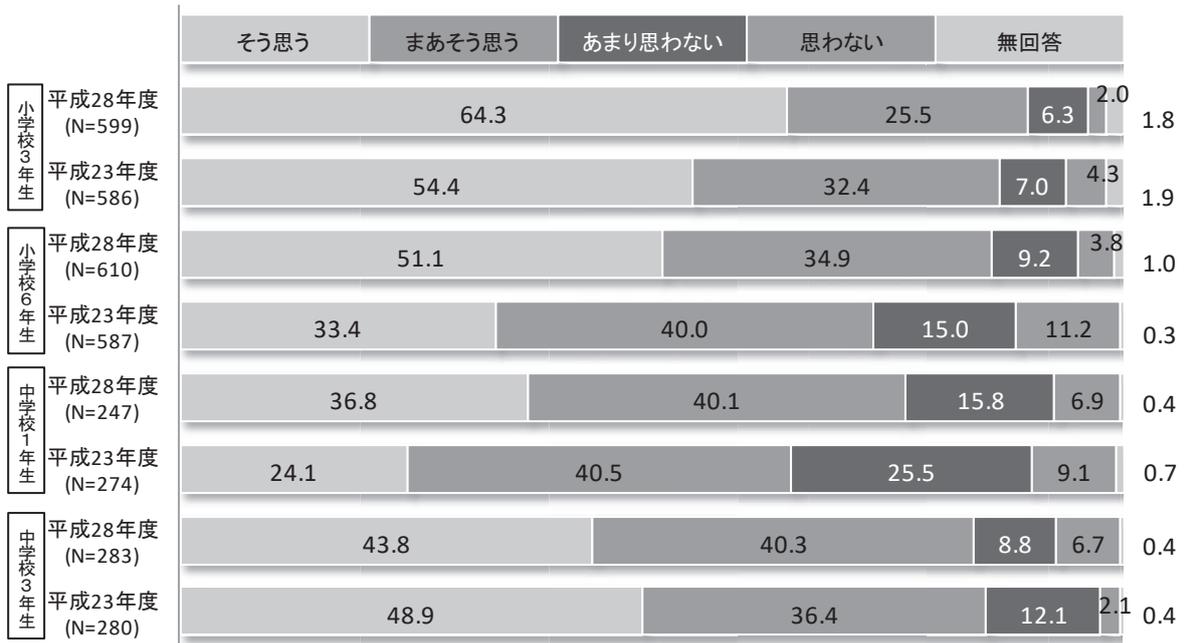
みんなに平等に接してくれる

単位：%



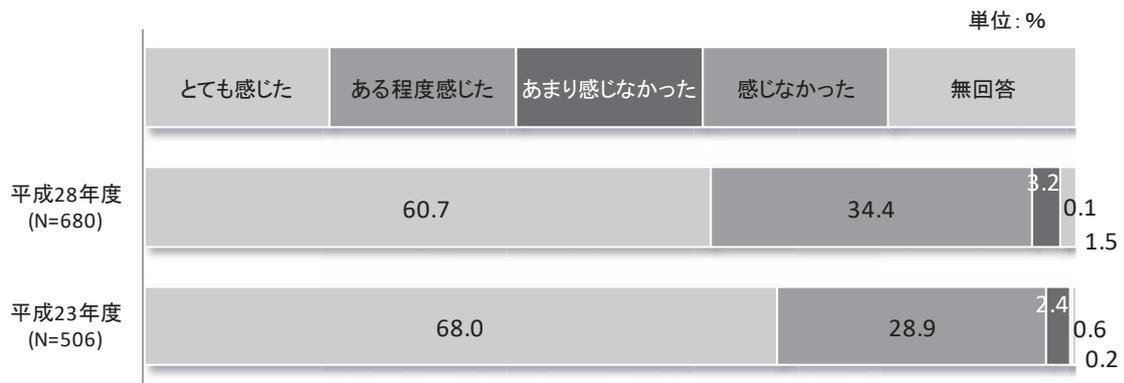
自分のことをわかってくれる

単位：%



資料：小平市の教育に関するアンケート調査

図 15 [多忙感]



資料：小平市の教育に関するアンケート調査

⑦ 学校経営

【現状】

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、学校運営協議会の設置（＝コミュニティ・スクール）をすることは教育委員会の努力義務とされました。現在、市内では8校（六小・四小・三小・八小・七小・六中・十四小・学園東小）の小・中学校がコミュニティ・スクールとして、地域に開かれた学校づくりを推進しています。（表 8:P.41）
- 今後実施される学習指導要領の趣旨である「社会に開かれた教育課程」を具現化するためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有することが重要です。学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを、教育課程において明確にしながら、地域との連携及び協働によりその実現を図っていくことが必要です。
- アンケート調査結果の「小平市の学校教育で必要なこと」を見ると、「防災・防犯などの安全対策」が小・中学生の保護者では3番目に、5歳児の保護者では2番目と、依然として高い割合となっています。（図 16:P.42）
- 子どもや家庭を取り巻く問題が複雑化・多様化する中、学校や教員だけでは解決が困難な問題が増えています。また、家庭や地域、関係機関等と連携し、「チーム学校」の実現が求められています。

【課題】

■地域とともにある学校づくり

地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」を充実していく取組を進めることが必要です。

■地域と学校の連携・協働に対する学校の理解促進

今後一層、地域との連携・協働を進めるためには、引き続き教員全体がその意義を理解する必要があります。

■学校の危機管理能力¹の向上

子どもたちと教職員の安全、安定した学校運営、保護者や地域からの信頼を確保するために、学校が危機管理能力を高めることが必要です。

■変化の激しい社会を生き抜く子どもを育てる「チーム学校」の実現

校長のリーダーシップの下、学校のマネジメント機能の強化が必要です。特に、さまざまな取組を組織的・計画的に実施し、教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメント²が重要です。また、教員や心理職、福祉職等の専門性・質の向上も求められます。

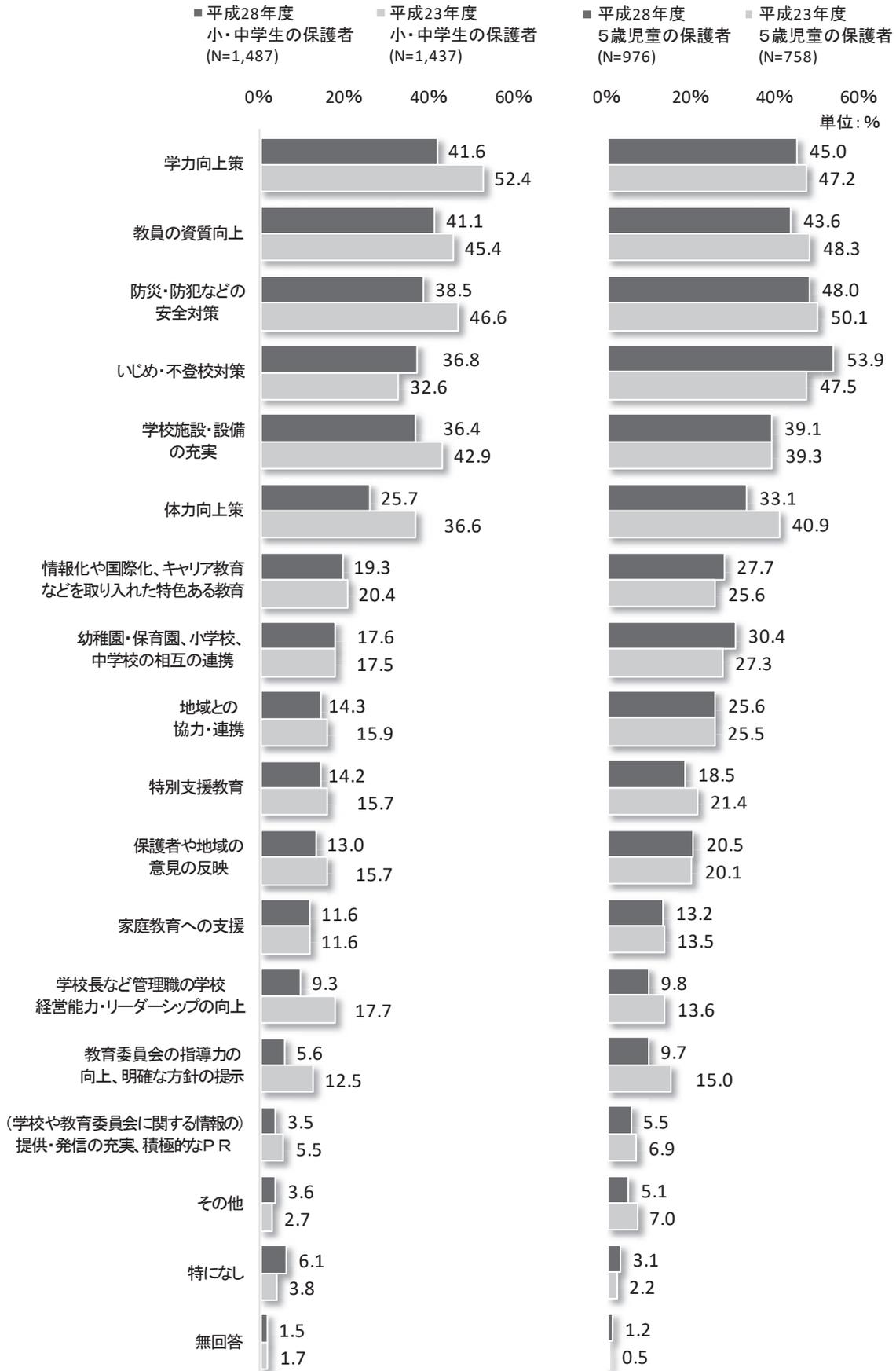
→1 人々の生命や心身等に危害をもたらすさまざまな危険が防止され、万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること。
→2 学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程(カリキュラム)を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。

表8 [コミュニティ・スクール指定校の状況]

学 校 名	指定年月	指定更新年月
小平第六小学校	平成 19 年 4 月	平成 28 年 4 月
小平第四小学校	平成 20 年 4 月	平成 29 年 4 月
小平第三小学校	平成 21 年 4 月	平成 27 年 4 月
小平第八小学校	平成 23 年 5 月	平成 29 年 4 月
小平第七小学校	平成 26 年 4 月	平成 29 年 4 月
小平第六中学校	平成 26 年 4 月	平成 29 年 4 月
小平第十四小学校	平成 27 年 4 月	
学園東小学校	平成 27 年 4 月	
学校経営協議会の開催回数(平成 28 年度): 延べ 92 回		

資料: 指導課

図 16 [小平市の学校教育で必要なこと]



資料:小平市の教育に関するアンケート調査

⑧ 教育環境

【現状】

- 市の小・中学校の校舎や体育館等は、昭和30年代後半から昭和40年代前半の人口の急増に対応するため、その多くは昭和50年代までに建てられており、平成9年(1997年)に建替えを行った小平第六小学校を除き、全体的に老朽化が進んでいます。また、各種設備なども老朽化が進んでいます。
- 学校施設は、教育水準の維持向上の観点から、安全性・快適性を確保するとともに、多様化する学習活動に対応した施設整備を行う必要があります。このため、施設の老朽化対策、バリアフリー化等を目的とした大規模改造工事を実施しています。また、災害時の避難場所・防災活動の拠点としての機能を強化するため、体育館の非構造部材改修工事等も実施しています。(表9:P.44)
- 市は、人口減少や少子・高齢化といった環境の変化や施設の老朽化の課題に対応するため、平成27年12月に「小平市公共施設マネジメント基本方針」を策定し、平成29年3月には、「小平市公共施設マネジメント推進計画」を策定しました。学校施設の更新にあたっては、この方針・計画に沿った検討を進めています。
- 依然として、児童・生徒の安全や防犯に対する要望が多く、小学校の通学路では、防犯カメラの整備を行っています。
- 経済的な理由で就学や進学が困難な児童・生徒に対しては、就学援助や育英資金の制度により、一定の経済的支援を行っています。
- 平成25年度に校務用グループウェアを導入し、情報共有の円滑化、教員の校務の軽減と効率化に取り組んでいます。また、デジタル技術の進化に伴い、ICT¹機器を活用した適切な教育環境の整備に努めています。

【課題】

■学校施設の環境改善

学校施設の安全性・快適性等を確保するためには、老朽化対策、バリアフリー化、環境配慮、トイレの改善等の工事を行う必要があります。

■学校施設の防災機能の強化

学校施設が、災害時における避難所・防災活動の拠点として役割を果たすよう、校舎・体育館の防災機能を一層強化する必要があります。また災害時のライフラインを確保するための手段を講じることも必要です。

■公共施設マネジメントの推進

学校施設の老朽化が進む中、市の公共施設マネジメントの考え方にに基づき、学校を中心とした施設の複合化や統合などを視野に入れながら、必要な学校施設の整備や更新等を行っていく必要があります。

→1 情報コミュニケーション技術[Information and Communication Technology]。コンピュータやインターネットに加えて、プロジェクタ、デジタルカメラ、プレゼンテーションソフトなどが、学校において、多くの教科等で、コンピュータ教室のみならず普通教室で活用されるようになってきている。

■学校給食センターの建替え

学校給食センターは建築後 35 年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。安全でおいしい給食を安定的に提供するために、学校給食センターの建替えが必要になっています。

■通学路を含めた学校内外の安全対策

交通安全や防犯の観点から、通学路を含めた学校内外のより一層の安全確保を図るため、教育委員会、学校と関係機関、地域の連携の必要性が大きくなっています。

■経済的困難のある子どもへの教育支援

就学援助等の支援が確実に届くよう、制度の周知を徹底するとともに、さまざまな機関と連携し困難の解消に向けて取り組むことが求められます。また、教育費にかかる家庭の負担については、常に配慮する必要があります。

■校務用グループウェアの充実

さらなる利便性の向上、活用方法の検討を進めることが必要です。

表 9[小・中学校大規模改造工事実施状況(計画)]

	設 計	工 事
平成 20 年度	花小金井南中	
平成 21 年度		花小金井南中
平成 22 年度	小平第九小、花小金井小、 小平第一中	鈴木小、上水中、花小金井南中
平成 23 年度	小平第四小	小平第九小、花小金井小
平成 24 年度		小平第一中
平成 25 年度	小平第七小	小平第四小
平成 26 年度	小平第二小、小平第十小	
平成 27 年度	小平第五小、小平第十小	小平第七小
平成 28 年度	小平第五小、小平第十小	小平第二小
平成 29 年度	小平第五小	小平第二小、小平第十小
平成 30 年度		
平成 31 年度		小平第五小(予定)、小平第十小(予定)

資料:教育総務課

(2) 地域・家庭との連携

① 地域と学校の連携・協働

【現状】

□国では、平成27年(2015年)12月の中央教育審議会の答申を受けて、地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進するものとし、平成29年(2017年)4月には社会教育法等関係法令の改正などが行われました。

□市では、平成14年度(2002年度)から、東京都の地域教育サポート・ネット事業モデル地区の指定を受け、地域による学校支援に積極的に取り組み、平成23年度(2011年度)には、学校支援コーディネーター世話人¹をすべての学校に配置し、学校支援ボランティアが各学校のニーズに応じてさまざまな活動を展開しています。

□教員へのアンケート調査結果では、市の教育施策・事業のうち「学校支援ボランティアの活用」について、「子どもへの効果」が「大きい」とする回答が前回より9.3ポイント増、また「教員へのメリット」が「大きい」とする回答が前回より8.9ポイント増となっており、地域との連携・協力に対する肯定的な回答が増加しています。

(図17:P.46・図18:P.46)

□地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、学校運営協議会の設置(=コミュニティ・スクール)をすることは教育委員会の努力義務とされました。現在、市内では8校(六小・四小・三小・八小・七小・六中・十四小・学園東小)の小・中学校がコミュニティ・スクールとして、地域に開かれた学校づくりを推進しています。

(【再掲】P.40「⑦学校経営の現状」参照)

【課題】

■連携・協働体制の維持・充実

現在行われている地域と学校の連携・協働の取組と、それを推進する体制を持続可能なものとするのが求められています。

■地域と学校の連携・協働に対する学校の理解促進(【再掲】P.40)

今後一層、地域との連携・協働を進めるためには、引き続き教員全体がその意義を理解する必要があります。

■人材の効果的な活用

学校や公民館等において、豊富な地域の人材を効果的に活用していくことが必要です。

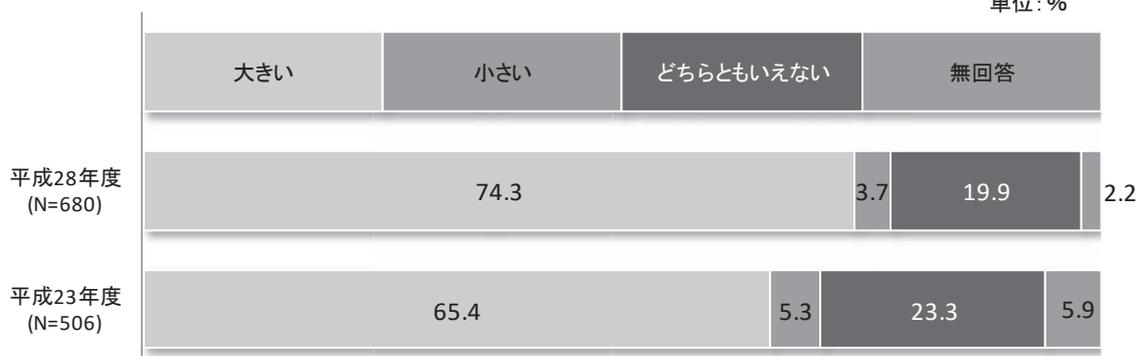
→1 教育委員会の委嘱により、学校支援コーディネーター・ボランティアの取りまとめや教育委員会事務局との調整を行う。各学校に1～2名配置している。

図 17 [学校支援ボランティアの活用 子どもへの効果]
 (小平市の教育施策や事業について 教員対象アンケートより抜粋)
 単位: %



資料: 小平市の教育に関するアンケート調査

図 18 [学校支援ボランティアの活用 教員へのメリット]
 (小平市の教育施策や事業について 教員対象アンケートより抜粋)
 単位: %



資料: 小平市の教育に関するアンケート調査

② 地域による子育て支援

【現状】

- 子どもと家庭を取り巻く環境が変化する中で、市では放課後子ども教室や青少年対策地区委員会の活動など、地域による子育て支援が積極的に行われています。子どもたちの放課後・休日の居場所づくりや健全育成、異世代・地域との交流を図るものとして、また、地域にとっては、活性化やコミュニティの形成に寄与するとともに、自己実現や学んだ成果を伝える場としても機能するなど、双方にとって大きな効果が期待されています。
- 平成16年度(2004年度)から平成18年度(2006年度)に文部科学省からの委託により2校区で実施した「地域子ども教室」を引き継ぎ、平成19年度(2007年度)から開始した「放課後子ども教室」は、放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所、学びや体験・交流の場として地域の力によって運営されています。
- 平成26年(2014年)7月、国は「放課後子ども総合プラン」を定め、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型の学童クラブと放課後子ども教室(同一校内等で両事業を実施し、すべての子どもが放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものをいう)の整備を推進するものとなりました。
- 市では、平成26年度(2014年度)の時点で、市内全小学校に一体型放課後子ども教室が整備済みとなっており、学童クラブとの連携のもと、地域のボランティアで組織された実行委員会が、教室を運営しています。(表10:P.48)
- 中央公民館を中心として11の公民館では、地域で活動している団体や地域の関係機関と協力・連携を図りながら、土曜こども広場「友・遊」^{→1}及びジュニア向けの講座を実施しています。(表11:P.48)

【課題】

■地域による家庭教育への支援

地域による子育て支援のさまざまな取組を通して、家庭教育を支援する役割を果たしていくことが求められます。

→1 各公民館で1部屋を開放し、子どもに土曜日の安全で自由な居場所を提供するもの。公民館を利用するサークルなどがボランティアで講師となり、日ごろの学習成果などを子どもたちに教えることで、多彩なメニューを提供している。

表 10 [小学校放課後子ども教室実績]

	実施数 (校区)	実施回数 (延べ回数)	参加児童数 (延べ人数)
平成 24 年度	18	3,187	79,482
平成 25 年度	18	3,350	76,733
平成 26 年度	19	3,636	89,306
平成 27 年度	19	3,499	85,534
平成 28 年度	19	3,666	91,119

資料: 地域学習支援課

表 11 [土曜子ども広場「友・遊」実績(平成 28 年度)]

公民館名	子ども(人)	大人(人)	合計
中 央	1,436	920	2,356
中央こどもまつり(内数)	(564)	(262)	(826)
中央学習支援室(内数)	(72)	—	(72)
小 川	58	55	113
花 小 金 井 北	78	62	140
上 宿	278	254	532
上 水 南	32	28	60
小 川 西 町	79	25	104
花 小 金 井 南	188	26	214
仲 町	29	4	33
津 田	172	74	246
大 沼	163	33	196
鈴 木	526	235	761
全 館 合 計	3,039	1,716	4,755

資料: 公民館

③ 家庭との連携

【現状】

- 教育基本法では、家庭教育に関して、保護者は子の教育について第一義的責任を有するものとされ、生活習慣を身に付けさせることや自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとされています。保護者を対象としたアンケート調査結果においても、「家庭教育で重視していること」は、「あいさつや行儀、礼儀作法」「規則正しい生活習慣」「ルールや決まりを守らせること」等の回答が上位となっており、家庭教育には基本的な倫理観や社会的なマナーなどを養う役割が期待されます。(図 19:P.50)
- 核家族化や近隣関係の希薄化等の家庭を取り巻く環境の変化、また共働き世帯やひとり親家庭の増加など家庭のあり方の多様化が指摘される中、家庭教育に対する支援が求められています。
- 子どもと家庭を取り巻く環境が変化する中で、市では放課後子ども教室や青少年対策地区委員会の活動など、地域による子育て支援が積極的に行われています。子どもたちの放課後・休日の居場所づくりや健全育成、親子・異世代・地域の交流を図るものとして、大きな効果が期待されています。
- 小・中学生の保護者へのアンケート調査結果の「家庭と学校の役割についての考え」を見ると、「(内容に関係なく)相互に協力しあうことが必要だ」が77.0%となっています。(図 20:P.50)

【課題】

■家庭の教育力の向上

子どもにとって最も基礎的で重要な家庭の教育力の向上を図る必要があります。

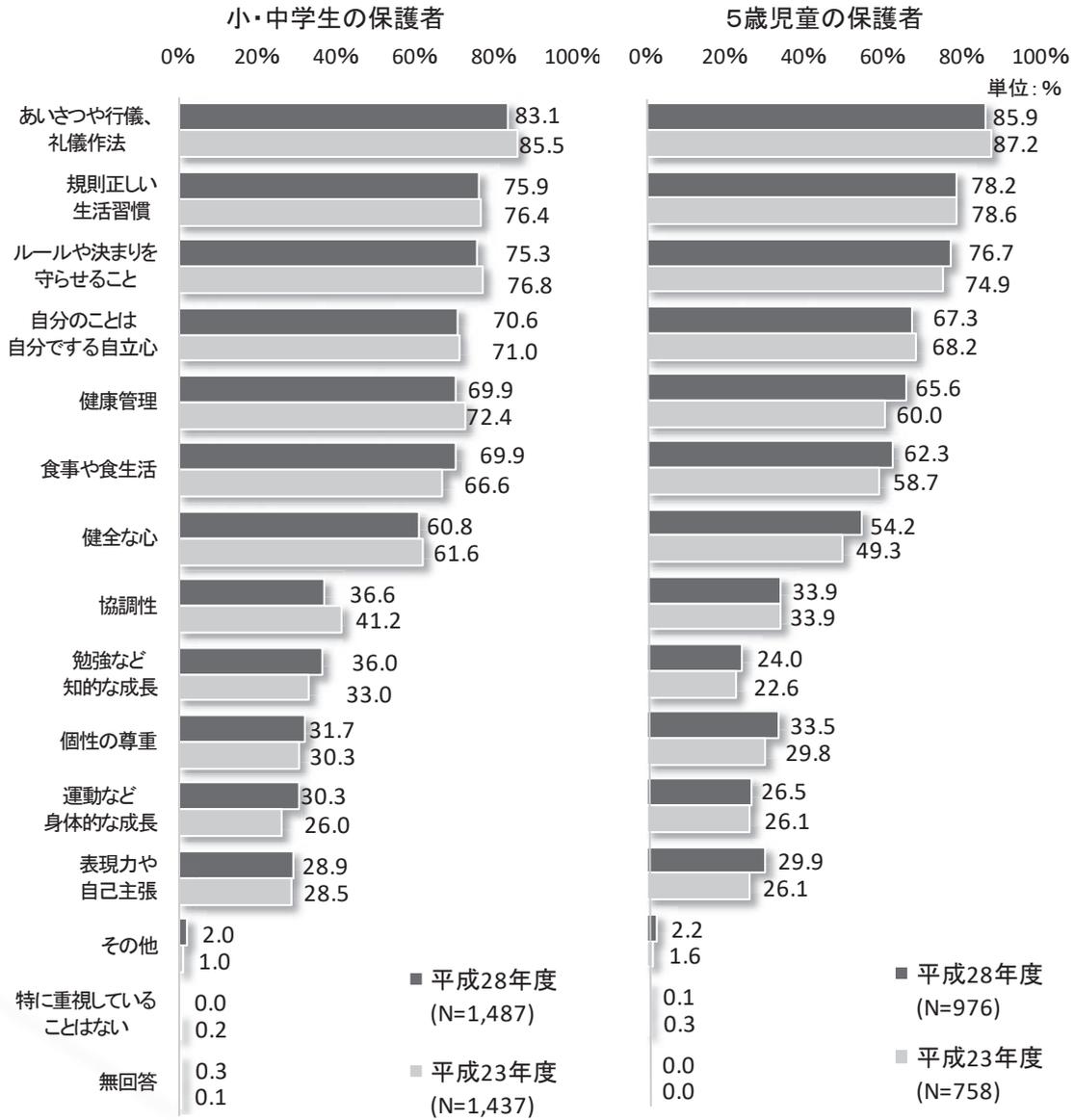
■家庭と学校との信頼関係の構築

家庭と学校の役割について相互理解を図るとともに、信頼関係を構築する必要があります。

■地域による家庭教育への支援(【再掲】P.47)

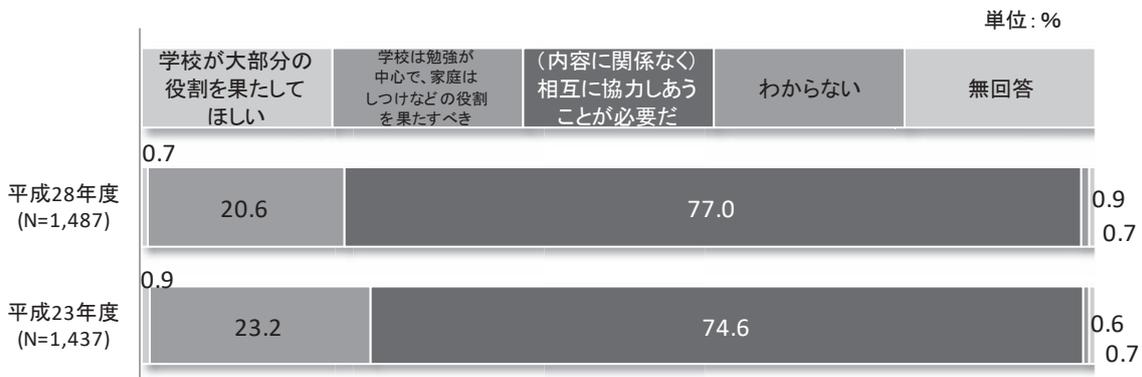
地域による子育て支援のさまざまな取組を通して、家庭教育を支援する役割を果たしていくことが求められます。

図 19 [家庭教育で重視していること]



資料：小平市の教育に関するアンケート調査

図 20 [家庭と学校の役割についての考え]



資料：小平市の教育に関するアンケート調査

(3) 社会教育(生涯学習・生涯スポーツ)

① 生涯学習(公民館)

【現状】

- 平成20年(2008年)2月に提出された中央教育審議会の答申では、「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築をめざして～」と題して、各個人の学習成果を社会に還元することが社会全体の持続的な教育力向上を果たし、またそのような社会への参画・貢献から個人は新たな学習へのインセンティブを得る、という「知の循環型社会」の構築が必要であるという認識が示されています。
- 平成26年(2014年)に市が作成した「公民館の課題と今後の方向性－公民館のあり方検討に関する報告書－」では、公民館の目標を「学習活動を通じて相互信頼の高い地域社会の形成に貢献し、市民と行政の協働の拠点とする。」としました。これを受けて、各公民館で市民が事業の企画に参画する「公民館事業企画委員会」を立ち上げ、地域の課題を自ら解決するための講座・事業を企画しています。
- アンケート調査結果の「学習活動の有無」を見ると、過去1年間に何らかの学習活動を行った人はおおむね4割で、その活動の成果の生かし方を聞くと、「自分の人生がより豊かになっている」をはじめ、学習活動が自己実現に寄与していることがわかります。また、「ボランティアや地域の活動に生かしている」が14.9%で、「他の人の学習や文化活動などの指導に生かしている」が9.7%となっています。(図21:P.52・図22:P.53)
- シルバー大学や成人団体指導者養成講座等では、地域自治の担い手が育成され、受講後は、公民館サークルや地域の活動団体及び学校で活動するなど、さまざまな場面でボランティア活動につながっています。
- 市内に11館ある公民館での講座開催状況は、平成28年度(2016年度)は年間123講座、延べ685回の開催で、受講者数は3,657人でした。近年、力を入れている講座は、時代の要請に応えるもの、地域の課題解決や交流の促進につながるもの、家庭教育の向上に資するものなどです。また、「市民が教え、市民が学ぶ」をコンセプトに、地域の人材を活用した地域連携講座を平成28年度から実施しています。(表12:P.53)
- 市民へのアンケート調査結果の「公民館の利用頻度」を見ると、「利用していない」が70%となっています。一方、小・中学生へのアンケート調査結果の「公民館を利用したことがあるか」を見ると「利用したことがある」が平均78%と、小学6年生では、前回調査と比べ9.4ポイント増えています。さらに、「今後の公民館について市が力を入れるべきこと」では、「講座内容の充実」「施設・設備の充実」「広報・PRの充実」が上位に挙げられています。また、「地域のコミュニティづくりの支援」は、19.4%と4番目に多い回答となっています。(図23:P.53・図24:P.54・図25:P.54)

【課題】

■公民館の新たな役割と取組

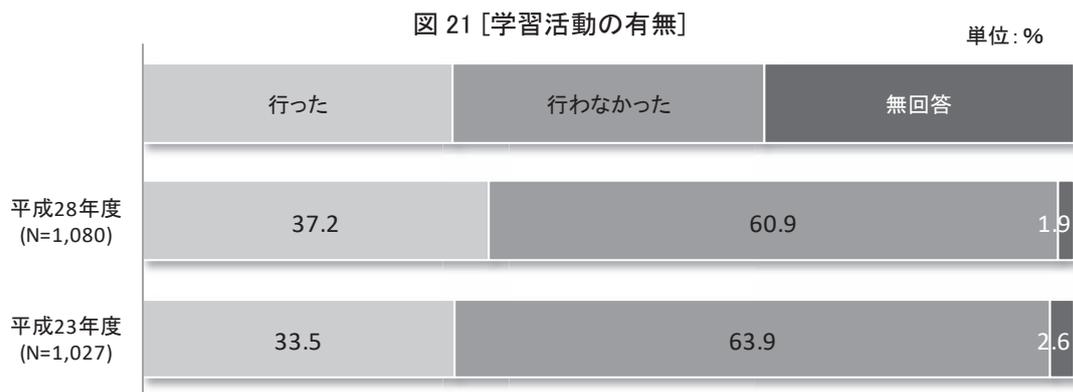
公民館は、学習施設としてだけでなく、市民との協働の拠点、地域のコミュニティづくりの拠点として機能させ、新たな取組として地域の人材をつなぐコーディネーターとしての役割が求められています。

■学習活動の成果の地域への還元及び地域の人材育成

今後は、学習活動の成果を他の人や地域に還元することが望まれます。多様化、複雑化した地域の課題に柔軟に対応できる次世代につながる地域づくりに向けて、行政と連携・協働して取り組む地域の担い手が育つ必要があります。

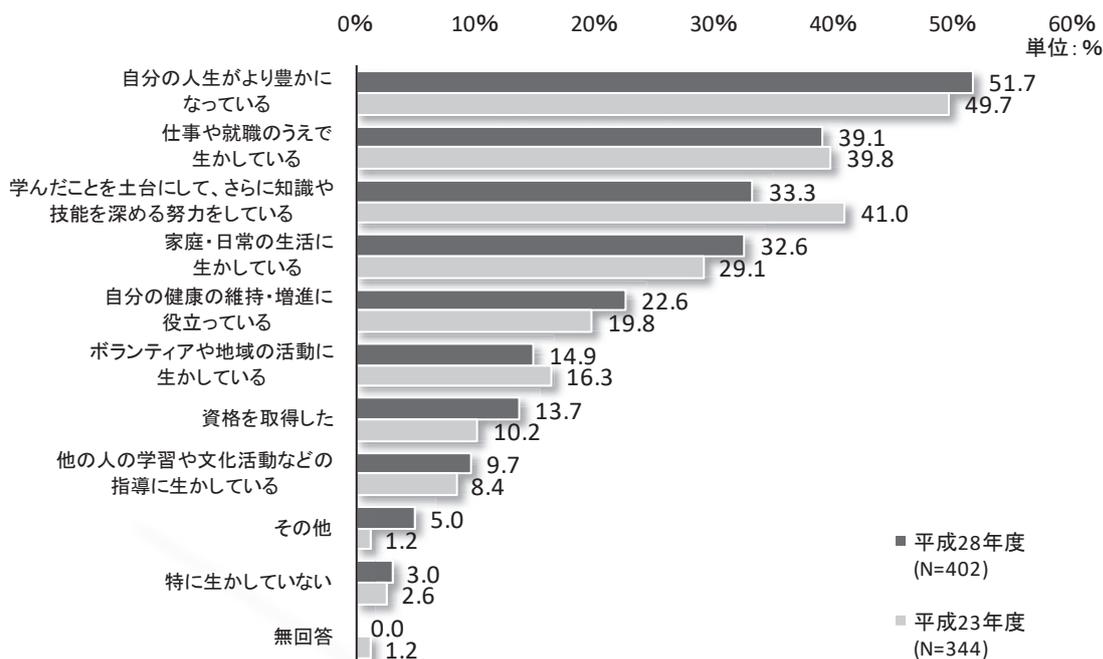
■中央公民館の施設整備の方向性の検討

中央公民館の老朽化に伴い、安全・安心に利用できるよう近隣の老朽化施設の状況なども踏まえて施設整備の方向性を検討する必要があります。



資料:小平市の教育に関するアンケート調査

図 22 [学習活動の成果の生かし方]



資料：小平市の教育に関するアンケート調査

表 12 [公民館の講座開催実績]

	主催講座数 (講座)	回数 (延べ回数)	受講者数 (延べ人数)
平成 21 年度	75	679	1,997
平成 22 年度	77	670	1,963
平成 23 年度	78	719	2,198
平成 24 年度	81	691	2,075
平成 25 年度	81	692	2,063
平成 26 年度	88	703	2,006
平成 27 年度	84	636	2,065
平成 28 年度	123	685	3,657

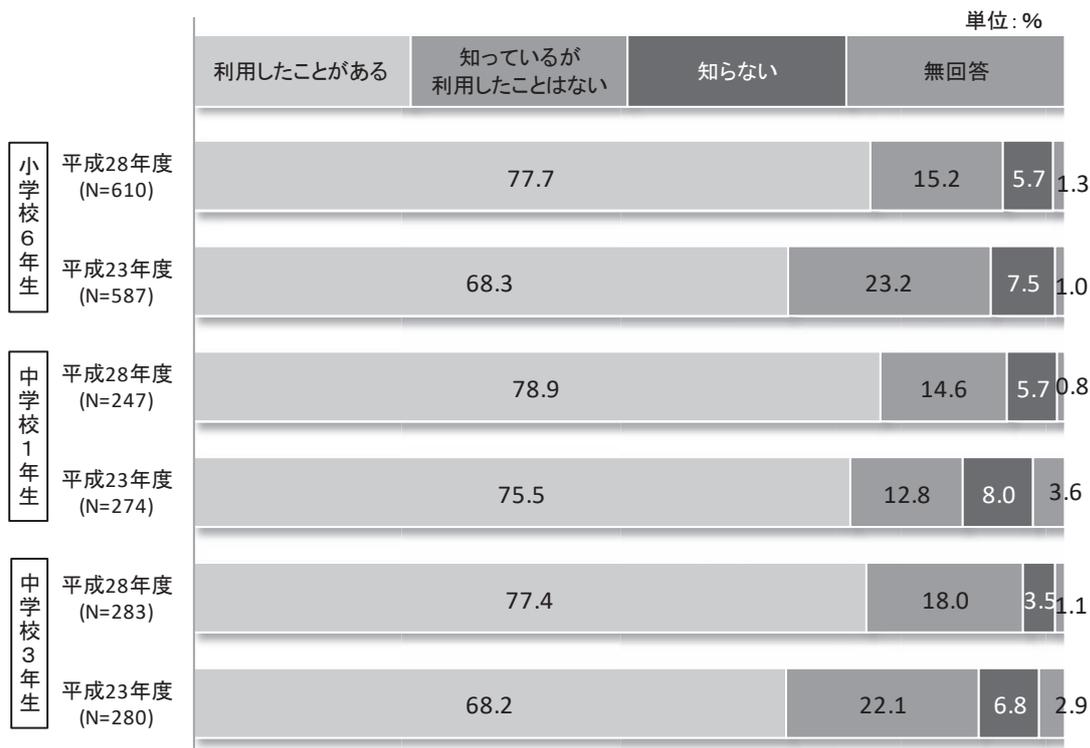
資料：公民館

図 23 [公民館の利用頻度]



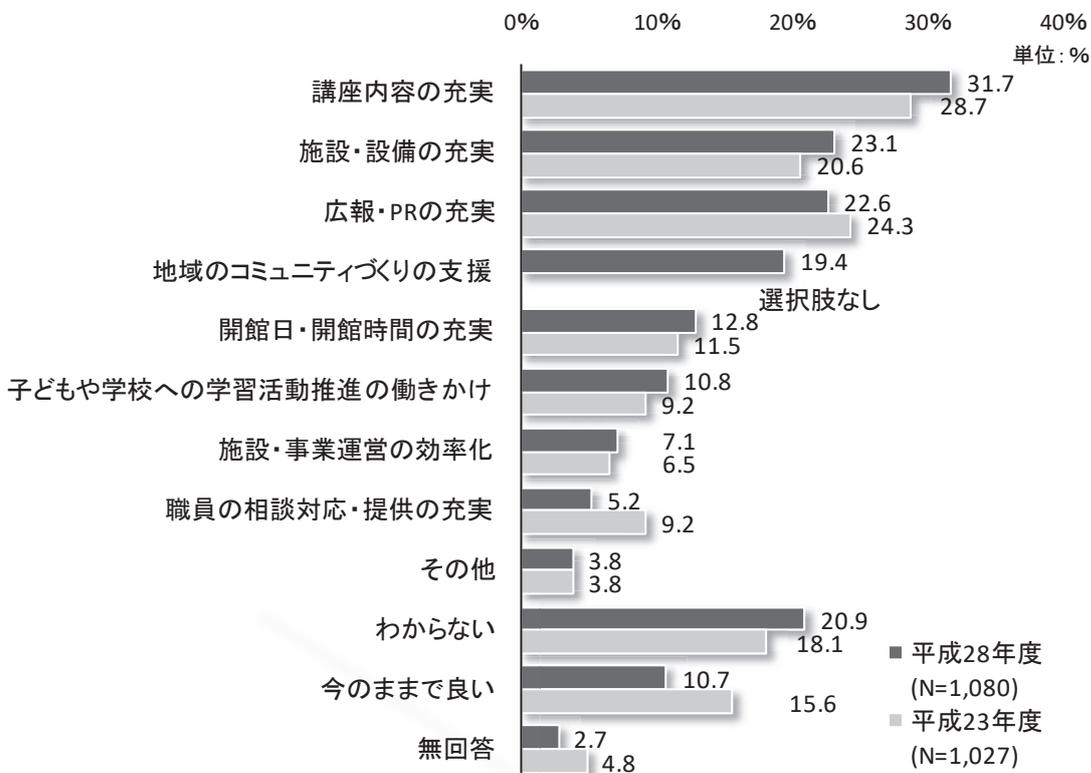
資料：小平市の教育に関するアンケート調査

図 24 [公民館を利用したことがあるか]



資料：小平市の教育に関するアンケート調査

図 25 [今後の公民館について市が力を入れるべきこと]



資料：小平市の教育に関するアンケート調査

② 図書館

【現状】

- 国が示す「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において、図書館は資料や情報を提供し、読書活動の振興を図り、地域の情報拠点となる運営に努めるとされています。小平市の図書館もこれに則り、利用者の読書活動を支えるとともに、地域資料を積極的に収集・整理・保存・提供することによって、市民の学習活動や地域の課題解決に寄与しています。
- 市内には8館3分室の図書館があり、過去3年間の利用実績は、年間の貸出資料数が155万点前後、リクエスト件数が32万件前後、レファレンス¹件数が4万6千件程度と安定した利用があります。(表 13:P.56)
- 市民へのアンケート調査結果の「図書館の利用頻度」を見ると、「利用していない」が45.3%で、前回調査とほぼ同程度となっています。「利用しない理由」では、「自分で本を購入したり、インターネットで調べるから」が46.2%となっており、前回調査より6.7ポイント増加しています。「今後の図書館について市が力を入れるべきこと」では、「蔵書の充実」「施設・設備の充実」「開館日・開館時間の充実」が上位に挙げられており、前回調査よりそれぞれ4～8ポイントほど増加しています。(図 26:P.56・図 27:P.57・図 28:P.58)
- 子どもの読書活動の推進に関する法律に基づいて、平成27年(2015年)3月には、5年間の施策の方向性を示す「第3次小平市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもが読書に親しむ環境整備を進めています。
- 平成26年度(2014年度)から仲町図書館を学校図書館連携推進館とし、学校図書館相談員²を配置するとともに、すべての市立小・中学校に学校図書館協力員³を配置し、調べ学習用資料を定期的な配送便を使って貸出すなど、学校図書館⁴と教科学習に対する支援を行っています。(表 14:P.58)
- 教員へのアンケート調査結果では、学校図書館の充実について、子どもへの効果が大きいと89.3%、教員へのメリットが大きいと78.5%となっており、前回調査より4～5ポイントほど増加しています。(図 29:P.59・図 30:P.59)

-
- 1 何らかの情報を求める利用者に対して図書館員が行う人的援助のこと。利用者の学習・調査・研究に対する情報や資料の提供、探し方の援助、図書館の利用方法や専門機関の紹介などを行う。
 - 2 平成18年度(2006年度)から2人配置し、小・中学校を巡回して学校図書館の運営整備に関する相談を受け、学校図書館を支援するもの。
 - 3 司書教諭や図書担当教諭のもと学校図書館の整備、子どもの利用及び授業支援などを行う。平成18年度(2006年度)からすべての中学校に、平成22年度(2010年度)からすべての小学校に1人配置している。
 - 4 小学校、中学校、高等学校において、教育課程の展開に寄与するとともに、子どもの健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の図書館設備のこと。学校図書館法では、学校への学校図書館の設置義務について規定している。

【課題】

■情報拠点としての機能強化

地域課題が複雑化、多様化している中、図書館は歴史的資料を含む多様な地域資料をはじめとし、必要な資料を収集、保存、提供する地域の情報拠点としての機能を強化する必要があります。

■子どもの読書環境の整備

乳児から高校生まですべての年代において、読書に親しむ環境を整備する必要があります。

■学校との連携強化

子どもたちの読書活動推進への働きかけとして、学校との連携をより一層強化することが必要です。

■図書館機能のあり方の検討

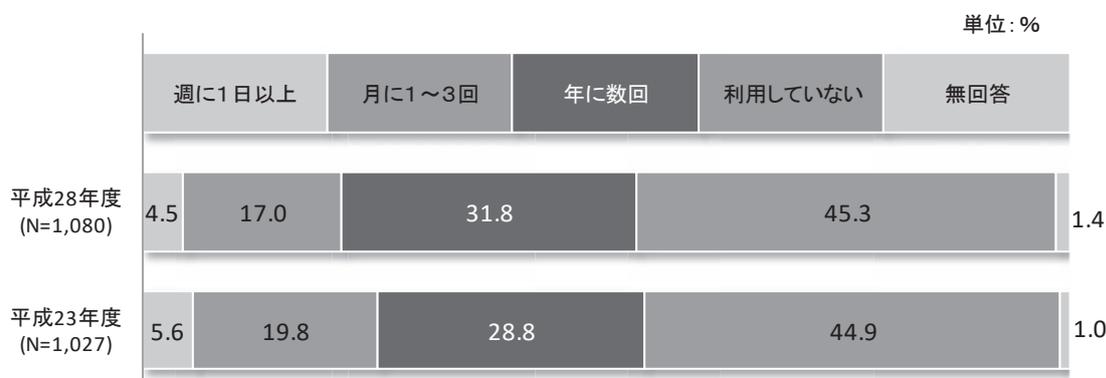
時代の変化に対応した図書館サービスを提供するために、図書館の機能の充実と運営方法の見直しを検討していく必要があります。

表 13 [図書館の利用実績]

	所蔵資料数(点)	貸出資料数(点)	リクエスト 件数(件)	レファレンス 件数(件)
平成 21 年度	1,196,239	1,631,756	249,161	28,445
平成 22 年度	1,186,050	1,554,705	250,136	27,928
平成 23 年度	1,175,738	1,565,968	271,920	24,206
平成 24 年度	1,184,190	1,536,352	303,146	22,846
平成 25 年度	1,199,225	1,509,053	313,617	36,065
平成 26 年度	1,209,712	1,486,861	310,191	46,646
平成 27 年度	1,224,546	1,573,185	327,690	46,343
平成 28 年度	1,234,862	1,545,789	327,583	47,642

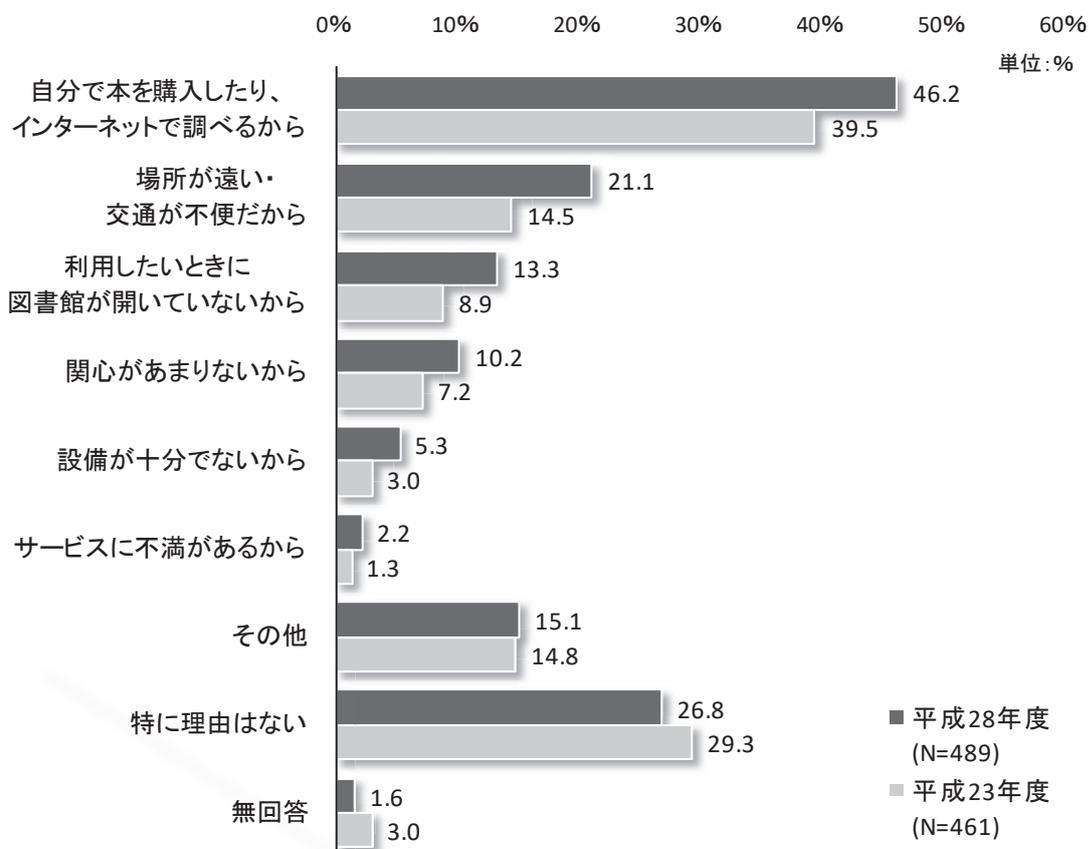
資料：図書館

図 26 [図書館の利用頻度]



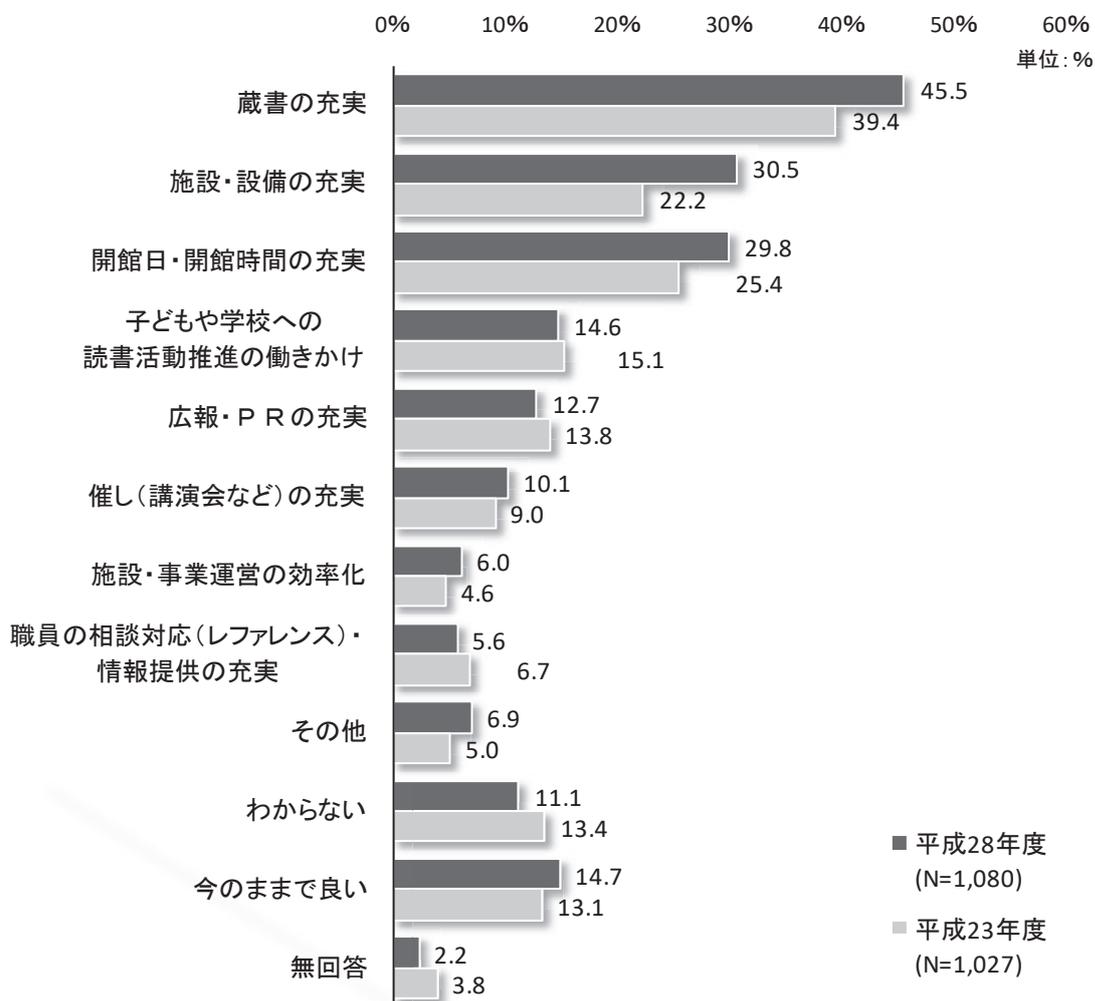
資料：小平市の教育に関するアンケート調査

図 27 [図書館を利用しない理由]



資料:小平市の教育に関するアンケート調査

図 28 [今後の図書館について市が力を入れるべきこと]



資料:小平市の教育に関するアンケート調査

表 14 [調べ学習用図書の貸出実績]

	小学校(点)	中学校(点)
平成 21 年度	5,169	361
平成 22 年度	6,118	500
平成 23 年度	6,281	364
平成 24 年度	7,695	336
平成 25 年度	8,080	555
平成 26 年度	13,033	1,126
平成 27 年度	14,610	664
平成 28 年度	16,103	971

資料:図書館

図 29 [学校図書館の充実 子どもへの効果]
 (小平市の教育施策や事業について 教員対象アンケートより抜粋)
 単位: %



資料:小平市の教育に関するアンケート調査

図 30 [学校図書館の充実 教員へのメリット]
 (小平市の教育施策や事業について 教員対象アンケートより抜粋)
 単位: %



資料:小平市の教育に関するアンケート調査

③ 生涯スポーツ

【現状】

- 国においては、平成 23 年(2011 年) 6 月にスポーツ基本法の施行(スポーツ振興法の全面改正)や平成 29 年(2017 年) 3 月にスポーツ基本計画が第 2 期として改定されています。
- 小平市では、平成 29 年(2017 年) 3 月「第二次小平市のスポーツ振興の基本方針」を策定し、前基本方針を発展的に継承しつつ、スポーツ振興の新たな指針として示しました。
- 平成 27 年(2015 年) 4 月の市の組織改正に伴い、教育委員会が所管していたスポーツに関する事務(学校における体育に関するものを除く)を市長部局に移管しました。
- 市民へのアンケート調査結果の「運動する頻度」を見ると、週に 1 日以上運動する人(「週に 1 日」「週に 2～3 日」「週に 4 日以上」の合計)は約 4 割ですが、「していない」も約 4 割となっています。一方で、平成 28 年度(2016 年度)に実施した「小平市民のスポーツに関するアンケート」では、週 1 日以上のスポーツ実施率は、52.8%、していないは、12.2%となっています。この調査では、ウォーキングや軽い体操など目的をもった身体活動のすべてをスポーツとして扱い、集計しています。(図 31:P.61・図 32:P.61)
- 市民へのアンケート調査結果の「市民のスポーツや健康づくりの推進で市が力を入れるべきこと」を見ると、「施設・設備の充実」「広報・PR の充実」「サービス(開館時間・料金などを含む)の充実」が上位に挙げられています。また、「市民のスポーツや健康づくりの推進についての考え」を見ると、「市と民間団体・事業者がそれぞれ役割を果たし、連携・協力すべき」が 59.8%となっています。(図 33:P.62・図 34:P.62)
- 市民へのアンケート調査結果の「市の催しや行事への参加状況」では、いずれの催し・行事も「今後も参加するつもりはない」が最も多くなっていますが、前回調査と比較すると、「参加したことはないが知っている」「知らないが、今後参加してみたい」という回答が僅かに増えています。(図 35:P.63)

【課題】

■運動習慣の定着

健康づくりの観点からも、すべての市民の運動習慣の定着を図る必要があります。

■市民のニーズに応じたスポーツの推進

市民のニーズに応じた施設・広報・サービスの提供が必要です。

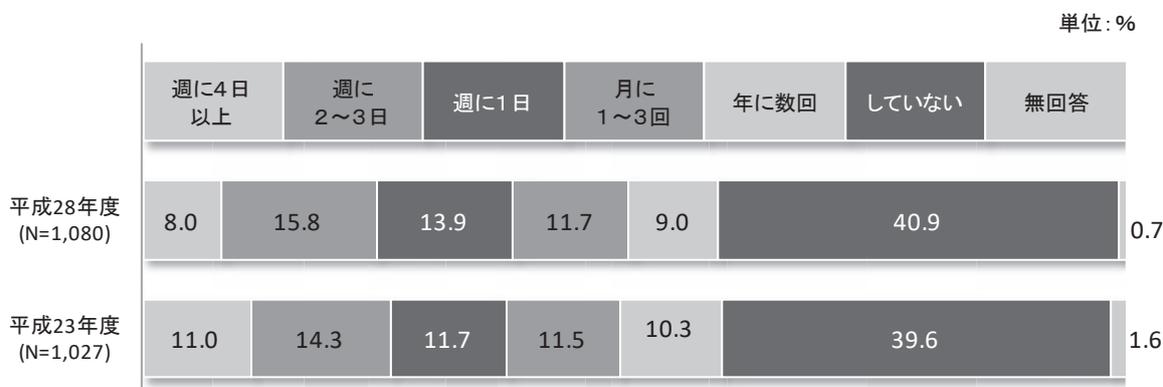
■スポーツボランティア等の人材育成

社会環境の変化や多様化する市民ニーズに対応するには、市民のスポーツ活動を支える人材の確保・育成が必要です。

■東京 2020 大会に向けた取組

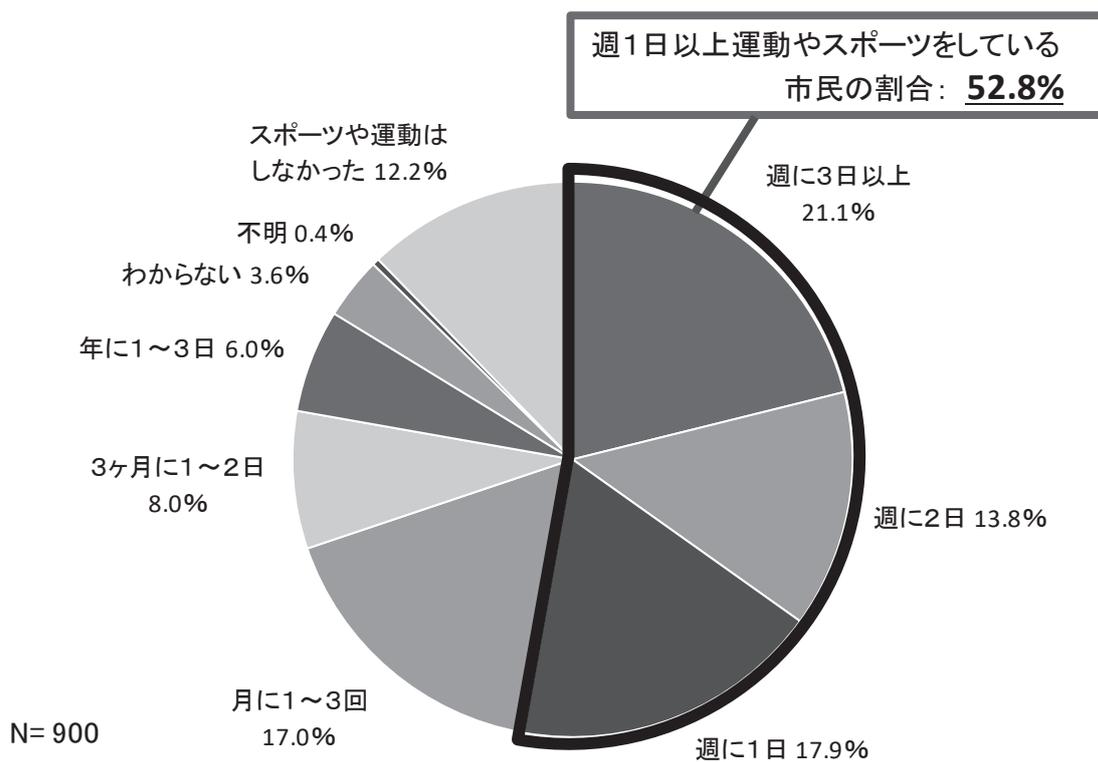
大会開催を好機と捉え、スポーツ環境の充実、障がい者理解促進など市民のスポーツへの関心を高める「レガシー（遺産）」^{→1}の継承が求められています。

図 31 [運動する頻度]



資料:小平市の教育に関するアンケート調査

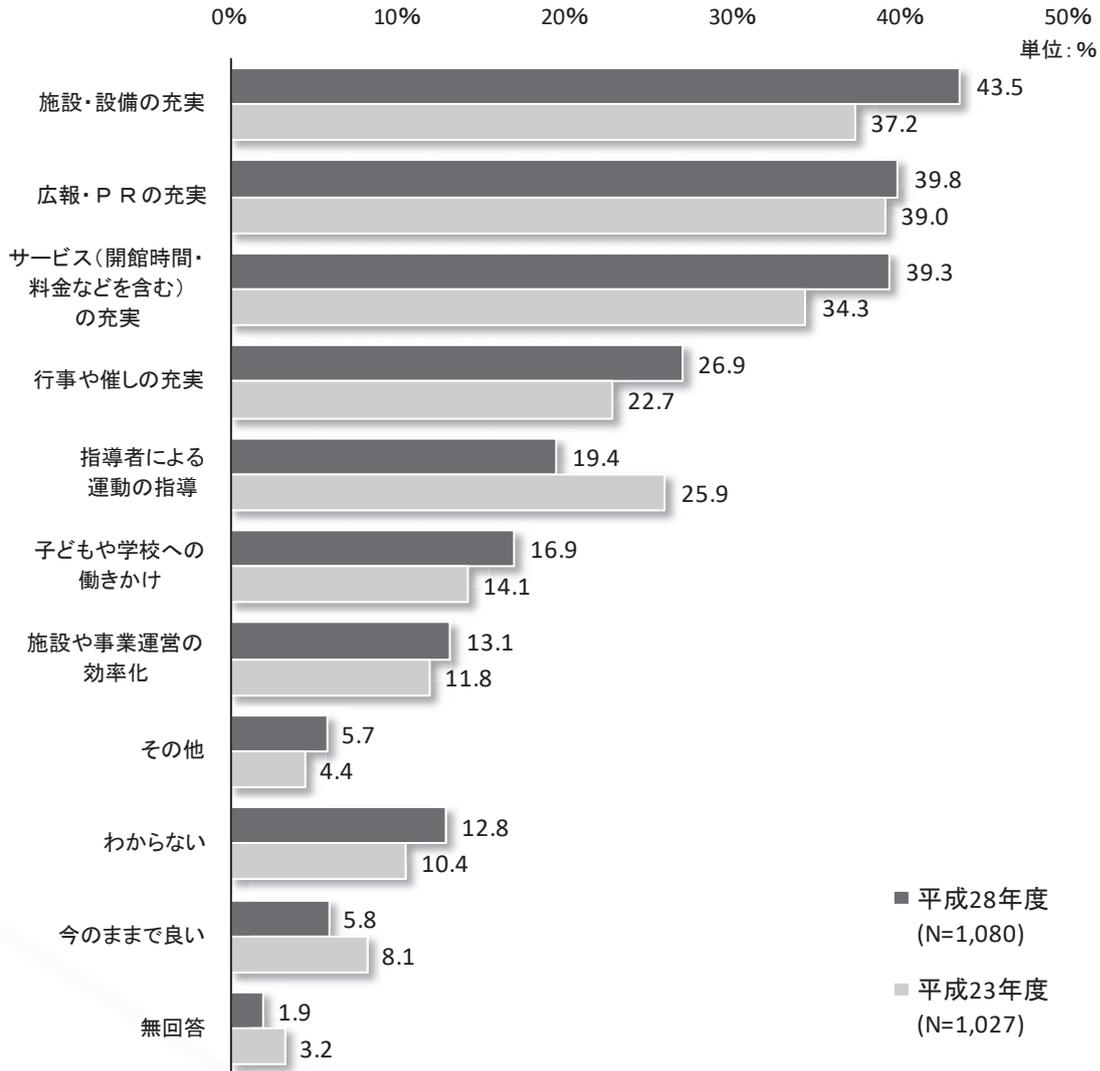
図 32 [運動やスポーツを行った日数]



資料:小平市民のスポーツに関するアンケート調査報告書 (平成 29 年3月)、文化スポーツ課

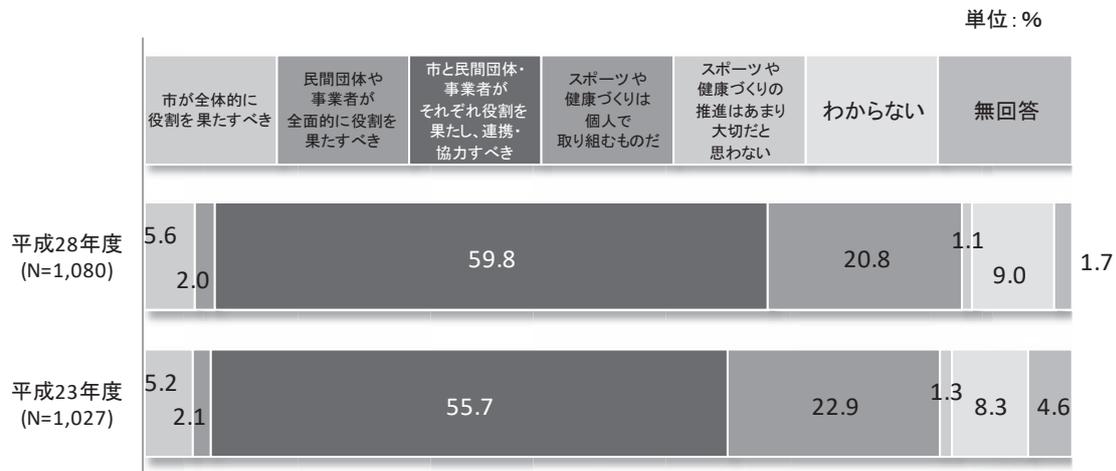
→1 大会開催により、長期にわたり継承・享受できる大会の社会的、経済的及び文化的恩恵。

図 33 [市民のスポーツや健康づくりの推進で市が力を入れるべきこと]



資料:小平市の教育に関するアンケート調査

図 34 [市民のスポーツや健康づくりの推進についての考え]



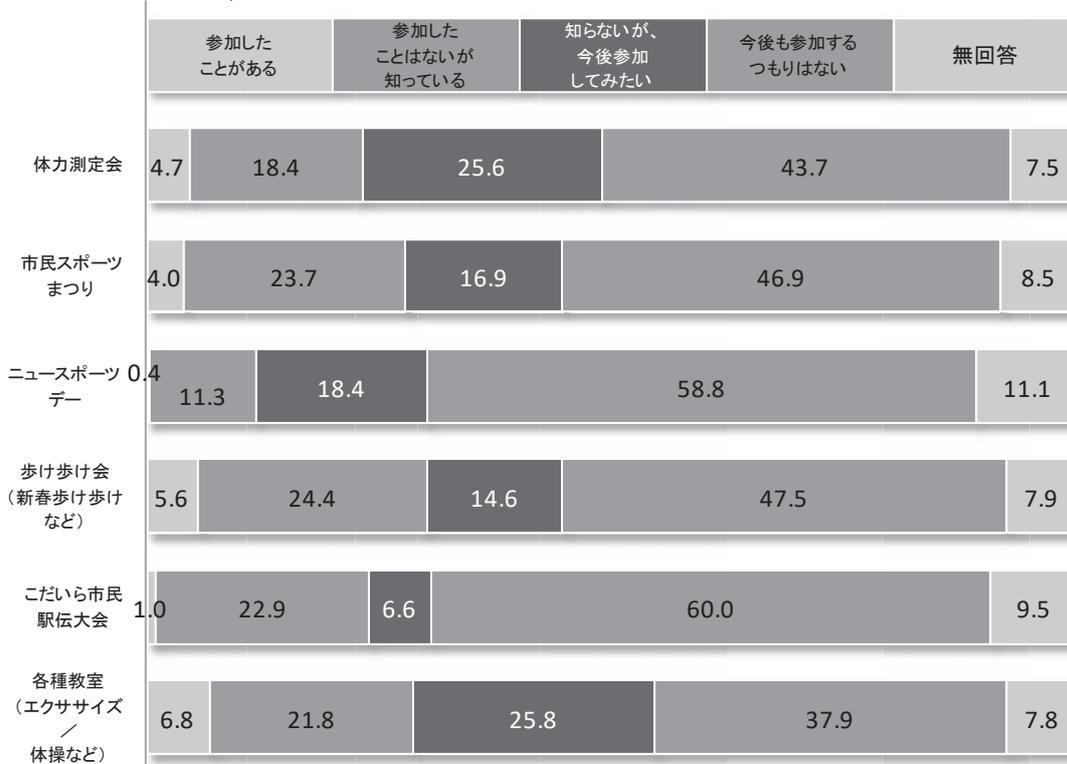
資料:小平市の教育に関するアンケート調査

図 35 [市の催しや行事への参加状況]

平成28年度

N=1,080

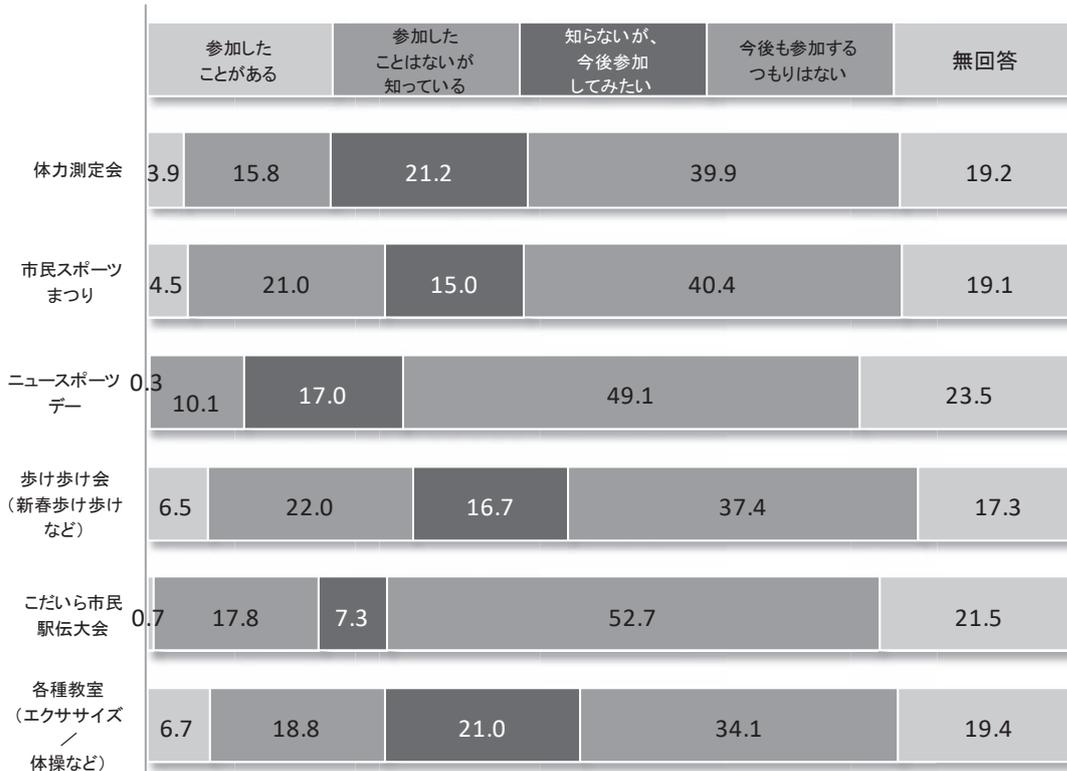
単位：%



平成23年度

N=1,027

単位：%



資料：小平市の教育に関するアンケート調査

④ 芸術・文化

【現状】

- 市の無形文化財である鈴木ばやし¹など郷土文化を保存・継承している団体や、郷土研究を行っている市民団体の育成を支援しています。市内には、市指定、東京都指定、国指定の23の文化財があります。このうち、鈴木遺跡²で発見された遺物などを鈴木遺跡資料館で展示しています。
- 小平市平櫛田中(ひらくしでんちゅう)彫刻美術館は、日本近代彫刻界の巨匠であり彫刻家の平櫛田中が晩年を過ごした居宅を保存した記念館と、作品を展示する展示館から成り、これらの保存・公開と、田中の生き方を広く市民に知らせる取組を行っています。
- 平成27年度(2015年度)よりそれまで教育委員会で一部行っていた文化行政を一元化し、文化財に関する事務等について市長部局で実施することになりました。平成28年度(2016年度)には、「小平市の文化振興の基本方針(改定版)」を策定しました。
- 市民へのアンケート調査結果の「小平市の芸術や文化財についての考え」については大きな変化はありませんでした。また、小学校6年生、中学校1年生、3年生へのアンケート調査結果の「地域の施設の利用状況」の平櫛田中彫刻美術館については「利用したことがある」の中学校3年生が前回調査より9ポイント増となっています。また、鈴木遺跡資料館については「利用したことがある」の小学校6年生が前回調査より5.8ポイント増、中学校3年生が5.2ポイント増となっています。(図36:P.66・図37:P.67・図38:P.67)
- 平成28年(2016年)の「小平市の文化振興の基本方針についてのアンケート調査」の結果の「文化への関心度」を見ると、どの世代も9割以上が文化芸術等の鑑賞や活動をすることが「重要だと思う」「どちらかという重要」と回答しています。(図39:P.68)
- 平成24年(2012年)東京都指定史跡となった鈴木遺跡について、平成25年度(2013年度)に農林中央金庫から寄付を受けた鈴木遺跡保存管理等用地を中心とした範囲を対象に国指定史跡化の取組を進めています。
- 中央公民館では、郷土愛を育むきっかけづくりとして、地域で活動している団体や地域の関係機関と協力・連携を図った講座を実施しています。

→1 市内の鈴木地区に江戸時代から伝わる郷土芸能。江戸里神楽のはやしの一部を取り入れたもので、笛、太鼓、鉦のリズムに乗ってシン、おかめ踊りなどを舞うもの。小平における青年教育の先駆者である深谷定右衛門が当時の若者たちに健全な娯楽を与えるため、弘化4年(1847年)に始めた。昭和45年(1970年)に市の無形民俗文化財に指定され、市民まつりをはじめ、地域の催しなどで活躍している。

→2 約3万数千年前から1万数千年前までに営まれた後期旧石器時代を主体とする複合遺跡で、東京都指定史跡。旧石器時代遺構としては、都内の遺跡の中でも特に広大な面積をもち、出土する旧石器の種類は多様で、包蔵量も豊富である。石器の変遷を旧石器時代最古の段階から縄文初頭まで連続して示すなど高い学術的価値が認められている。鈴木遺跡資料館では、昭和49年(1974年)の鈴木小学校建設の際に発見された遺物を展示している。

【課題】**■市の芸術・文化の認知度と意識の向上**

小平市の貴重な芸術・文化について、市民の認知度に加え、積極的な保存への理解を高める必要があります。

■市の芸術・文化の保存・活用

今後も貴重な芸術・文化遺産の保存に努めるとともに、これらを活用した事業や市外への積極的な情報発信を行う必要があります。

■学校教育における郷土理解

次代を担う子どもたちの郷土への理解と愛着を深める効果的な取組として、学校教育とのさらなる連携が必要です。

■歴史的文化資源の保存と継承

小平市の文化振興の基本方針に基づき、鈴木遺跡について、より効果的な保護と国指定史跡化を推進するため地域との連携や気運醸成の取組が必要です。

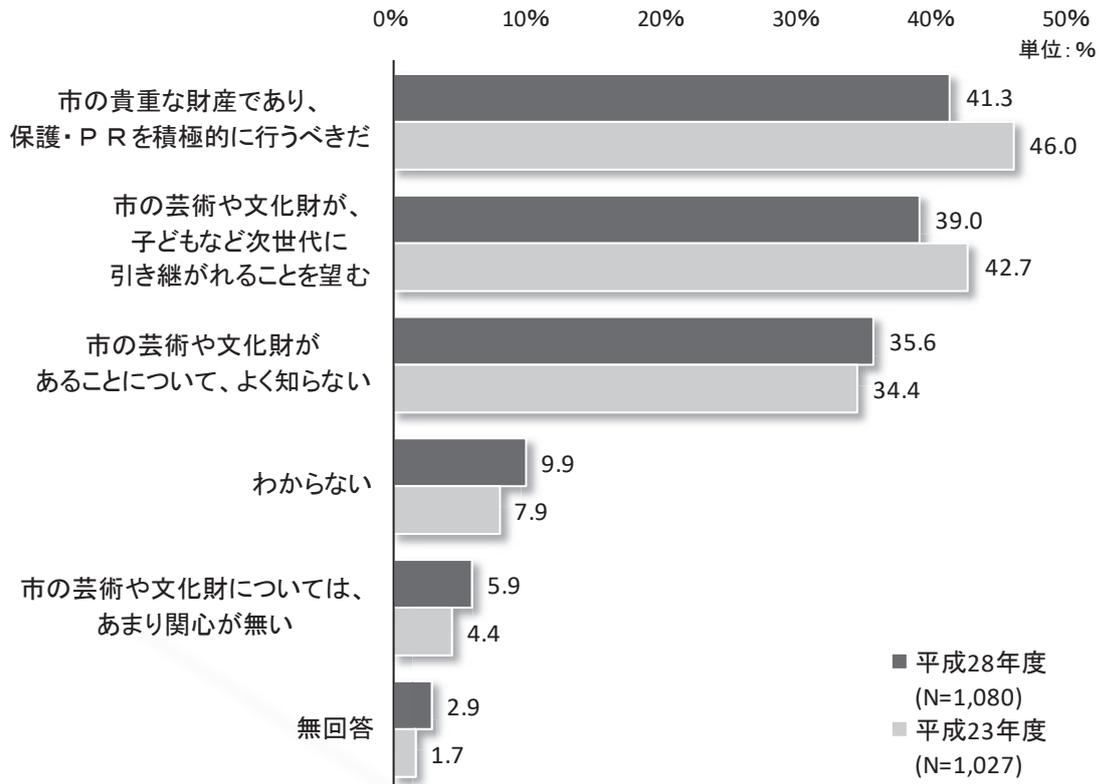
■東京 2020 大会を契機とする取組

オリンピック憲章は、オリンピズム(オリンピックのあるべき姿)の根本原則に、スポーツと文化と教育の融合をうたっています。小平市では文化振興の基本方針に基づき、東京 2020 大会を契機とする文化の振興を進める必要があります。

■地域と連携した郷土愛を育む取組

子どもたちが郷土愛を育み、次代を担う後継者となるよう地域で子どもの育ちを支える必要があります。

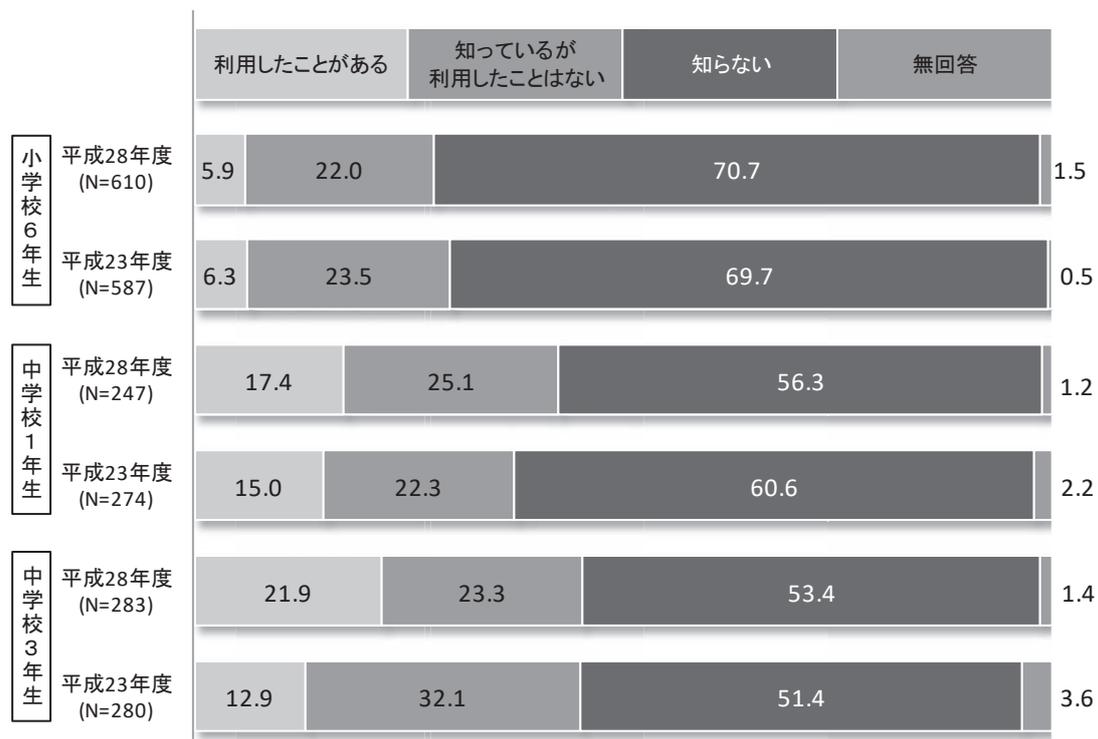
図 36 [小平市の芸術や文化財についての考え]



資料: 小平市の教育に関するアンケート調査

図 37 [地域の施設の利用状況・平櫛田中彫刻美術館]

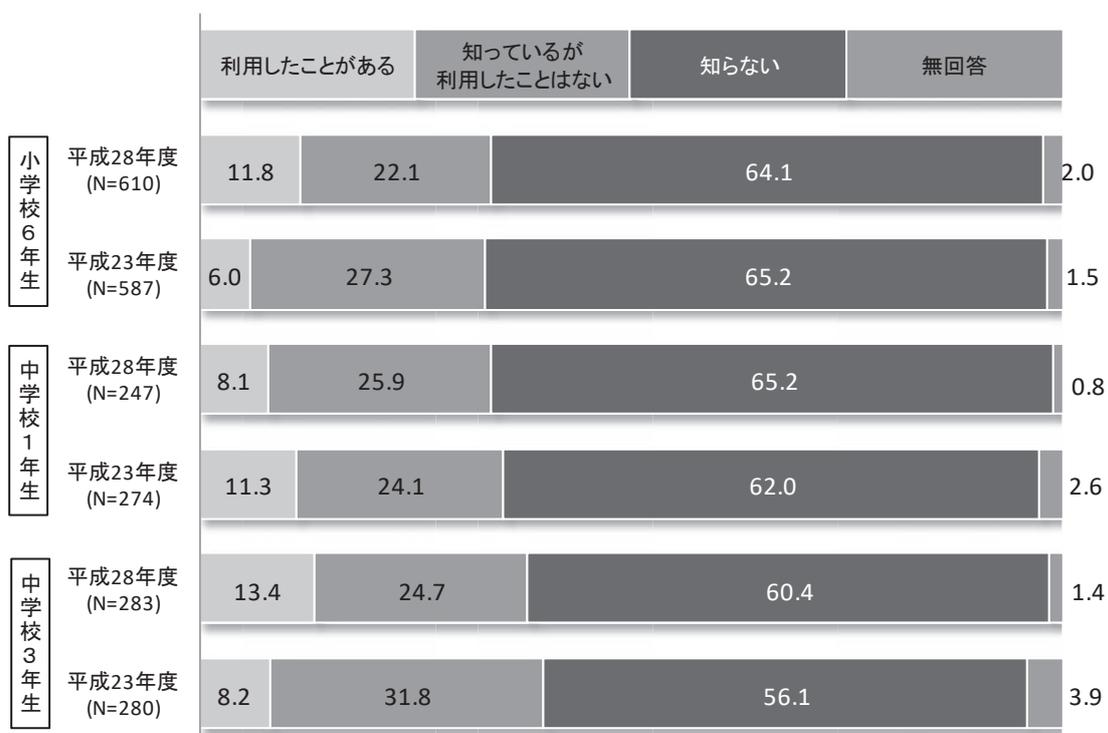
単位：%



資料：小平市の教育に関するアンケート調査

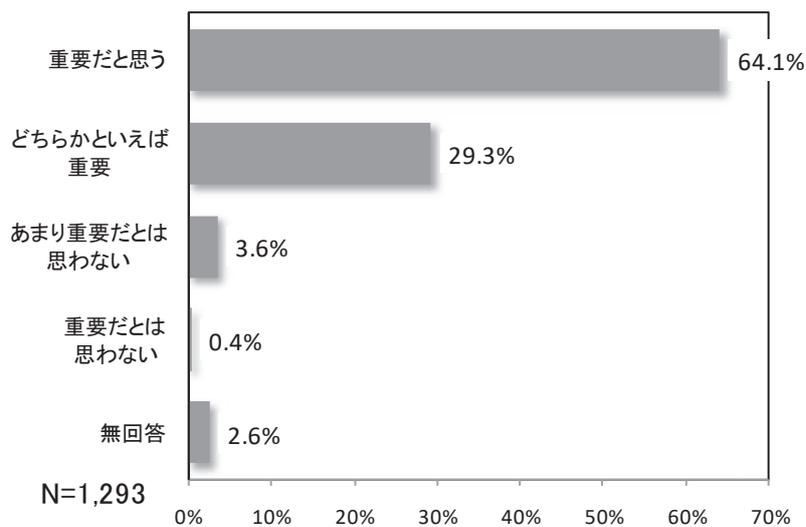
図 38 [地域の施設の利用状況・鈴木遺跡資料館]

単位：%



資料：小平市の教育に関するアンケート調査

図 39 [文化への関心度]



【年代別】

	有効回答数	重要だと思う	どちらかといえば重要	あまり重要だとは思わない	重要だとは思わない
10歳代	31	19	11	1	0
	100.0%	61.3%	35.5%	3.2%	0.0%
20歳代	69	39	25	4	1
	100.0%	56.5%	36.2%	5.8%	1.4%
30歳代	62	39	19	3	1
	100.0%	62.9%	30.6%	4.8%	1.6%
40歳代	140	76	55	9	0
	100.0%	54.3%	39.3%	6.4%	0.0%
50歳代	125	87	32	6	0
	100.0%	69.6%	25.6%	4.8%	0.0%
60歳代	317	218	86	11	2
	100.0%	68.8%	27.1%	3.5%	0.6%
70歳以上	485	330	142	12	1
	100.0%	68.0%	29.3%	2.5%	0.2%

N =1,229

資料：小平市の文化振興の基本方針についての
アンケート調査報告書
(平成 28 年5月)、文化スポーツ課